

重 要

2019 年度

返還のてびき

— 2019 年 10 月から 2020 年 9 月貸与終了者用 —

皆さんからの返還金は、後輩の奨学金として活用されます。
最後まで責任を持って返還しましょう。

本冊子は返還完了まで大切に保管し、利用してください。



JASSO

独立行政法人

日本学生支援機構

Japan Student Services Organization

目 次

返還のてびき ダイジェスト	1
I 貸与終了時にやらなければならないこと（手続き）	4
1. 「貸与奨学金返還確認票」の確認	4
2. 口座振替（リレー口座）加入手続き（返還していく口座の申込）	13
(1) 加入手続きおよび「預・貯金者控」のコピーの提出	13
(2) 記入方法	13
II 第一種奨学金（無利息）の返還	15
1. 定額返還方式による返還	15
(1) 割賦方法	15
(2) 返還期日	15
(3) 返還期間（回数）	15
(4) 返還月額	16
(5) 返還方式の変更（定額返還方式→所得連動返還方式）	16
2. 所得連動返還方式による返還	17
(1) 割賦方法	17
(2) 返還期日	17
(3) 返還月額	17
(4) 返還が困難な場合	19
(5) 被扶養者となった場合	19
III 第二種奨学金（利息付き）の返還	20
定額返還方式による返還	20
(1) 割賦方法	20
(2) 返還期日	20
(3) 返還期間（回数）	20
(4) 利息	20
(5) 利率	21
(6) 返還月額	21
(7) 増額貸与を受けた場合の利率の算定方法	22
IV 返還中の各種届出	23
1. 住所・電話番号等の変更	23
2. 連帯保証人変更届，保証人変更届	24
(1) 連帯保証人を変更する場合	24
(2) 保証人を変更する場合	24
(3) 4親等以内の親族でない方を連帯保証人・保証人にする場合， または65歳以上の方を保証人にする場合	24
(4) 「第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）」および「第二種奨学金（海外）」 の貸与を受けた方で，連帯保証人・保証人を変更する場合	24
3. 本人以外の連絡先（機関保証）の変更	25
4. 振替用口座（リレー口座）の変更	26
V 在学している場合（在学猶予）	27
1. 入学した場合	27
2. 奨学金を辞退した場合	28
3. 留年（休学）により卒業期が延期された場合	28
4. 早期卒業・退学等で届出の在学期間が短くなる場合	28

VI 返還が困難になった場合（救済制度）	29
1. 減額返還（返還月額を減額すれば返還できる場合）	29
2. 返還期限猶予	31
3. 猶予年限特例（2017年度以降採用者）または 所得連動返還型無利子奨学金（2012～2016年度採用者）の返還期限猶予	33
VII 返還の免除	35
1. 死亡による免除	35
2. 精神または身体の障害による免除	35
3. 大学院第一種奨学金の特に優れた業績による返還免除（2004年度以降の採用者）	35
(1) 特に優れた業績による返還免除とは	35
(2) 貸与期間終了時における具体的な評価項目	36
(3) 返還免除を申請する前に	36
(4) 貸与期間終了時における返還免除の申請と認定	36
(5) 一部免除の認定を受けた場合および認定されなかった場合 （全額免除の認定を受け、他の奨学金の返還がある場合を含む）の返還	36
(6) 特に優れた業績による返還免除申請中の繰上返還	37
(7) 特に優れた業績による返還免除申請中の猶予	37
(8) 機関保証制度を選択した場合の保証料	37
VIII 返還が滞った場合	38
1. 人的保証の場合	38
(1) 延滞金の賦課	38
(2) 督促	38
(3) 個人信用情報機関への登録	38
(4) 法的処理	39
2. 機関保証の場合	39
(1) 延滞金の賦課	39
(2) 督促	39
(3) 個人信用情報機関への登録	40
(4) 代位弁済の請求と実行	40
(5) 保証料の返戻	40
IX その他	44
1. 繰上返還	44
2. 返還期間（回数）の変更	44
3. 返還金の充当順位	45
(1) 第一種奨学金の場合	45
(2) 第二種奨学金の場合	45
4. 振替案内	45
5. 返還完了のお知らせ	45
6. 外国に在留している期間の返還	45
(1) 外国送金の留意点	46
(2) 外国から送金する場合の金融機関	46
X 各種願出用紙	47
機構からの情報提供について	48
用語集	49

返還のてびき ダイジェスト

貸与終了時にやらなければならないこと（手続き）は？（4頁～14頁, 23頁～26頁参照）

(1) 「貸与奨学金返還確認票」の確認

学校から配付される「貸与奨学金返還確認票」に記載の借りた金額、借りた期間、返す金額、氏名・住所等、保証の種類および返す方法を確認してください。

確認すべきこと

- ①借りた金額 ②借りた期間 ③返す金額 ④氏名・住所等
⑤保証（機関・人的）の種類 ⑥返す方法

(2) 口座振替（リレー口座）加入の手続き

奨学金の返還は、口座からの振替（引き落とし）により行います。「返還のてびき」に差し込まれている「口座振替（リレー口座）加入申込書」を金融機関の窓口を持参し、口座振替の手続きをしてください。手続き済の「口座振替（リレー口座）加入申込書」の「預・貯金者控」コピーを学校に提出してください。

(3) 住所・電話番号等の変更があった場合の各種届出

在学中に住所・電話番号等の変更、連帯保証人・保証人等の変更があった場合は、在学している学校に申し出てください。

いつから返還が始まるの？（15頁, 20頁参照）

貸与終了の翌月から数えて7か月目の月（3月に貸与終了した場合は10月）から返還が始まります。

※口座振替加入後、「口座振替（リレー口座）加入通知」で返還開始月や返還の明細をお知らせします（3月に貸与終了した場合は、7月下旬～8月上旬頃に送付します）。

毎月の返還日（引き落とし日）はいつ？（15頁～16頁, 20頁参照）

(1) 月賦返還の場合：毎月27日に、口座から引き落とします。

(2) 月賦・半年賦併用返還の場合：毎月27日に月賦分を、1月と7月の27日に月賦と半年賦の合計額を、口座から引き落とします。

※27日が金融機関の休業日の場合は翌営業日となります。

※毎年1回、返還残額と次回口座から引き落とされる金額を記載した「振替案内」を送付します。

月賦返還

毎月決まった額を27日に返還する。

月賦・半年賦併用返還

月賦分・・・返還額の半分について、毎月決まった額を27日に返還する。

半年賦分・・・返還額の半分について、1月と7月の27日に月賦分に合わせて返還する。

第一種奨学金（無利息）の返還方法は？（15 頁～ 19 頁参照）

2017 年度以降に第一種奨学金の奨学生として採用された方から、採用時に「定額返還方式」または「所得連動返還方式」のどちらかの返還方式を選択しています（2016 年度以前に採用された方の返還方式は、定額返還方式のみです）。

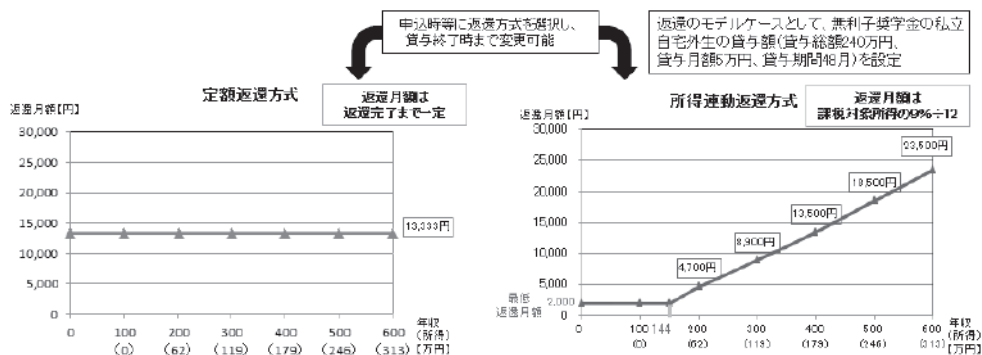
(1) 定額返還方式（15 頁～ 16 頁参照）

借りた金額に応じて毎月の返還金額が決まります。

(2) 所得連動返還方式（17 頁～ 19 頁参照）

- 前年の課税対象所得（課税総所得金額）に応じて、毎月の返還金額が決まります。
- 返還方法は月賦返還のみ（月賦・半年賦併用返還はできません）。
- 保証制度は機関保証のみ（人的保証は選択できません）。

定額返還方式／所得連動返還方式での返還イメージ



第二種奨学金（利息付き）の返還方法は？（20 頁～ 22 頁参照）

(1) 返還方式

借りた金額に応じて毎月の返還金額が決まる「定額返還方式」のみとなります。

(2) 利息

第二種奨学金は利息が付き、借りた金額と利息の合計金額を返還します。

(3) 利率

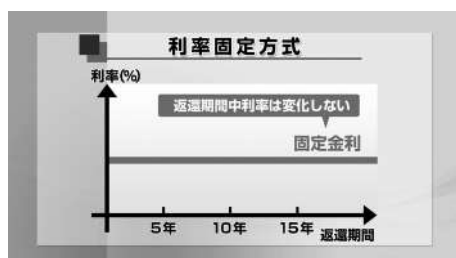
利率の計算方法は 2 つあります。奨学金申込み時にどちらか選択しています。

①利率固定方式

貸与終了時に決定した利率が、返還完了まで適用されます。

②利率見直し方式

貸与終了時に決定した利率を、返還期間中におおむね 5 年ごとに見直します。



住所・電話番号等が変更になったときは？（23 頁～25 頁参照）

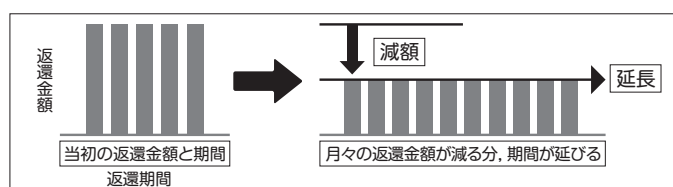
- (1) 本人だけでなく、連帯保証人・保証人（人的保証の場合）および本人以外の連絡先（機関保証の場合）の住所・電話番号等に変更があった場合は、必ず届け出てください。
- (2) 住所・電話番号の変更はスカラネット・パーソナル（48 頁参照）から届出可能です。

返還が難しくなったときは？（29 頁～34 頁参照）

奨学生本人が、経済困難、失業、傷病、災害等の事情により返還が困難になった場合のために、下記の救済制度があります。

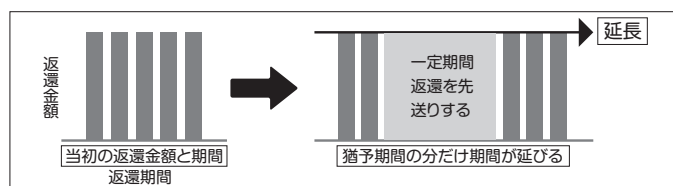
(1) 減額返還（「所得連動返還方式」を選択した奨学金は申請できません）

「返還誓約書」等で約束した返還月額での返還は困難であるが、減額すれば返還できる場合、1 回あたりの返還月額を 1/2 もしくは 1/3 に減額して返還できる制度です。減額返還適用期間に応じて返還期間を延長して返還します。適用期間は最長 15 年（180 か月）です。



(2) 返還期限猶予

一定期間返還を先送りする場合に願い出る制度です。適用期間は通算 10 年（120 か月）です。



返還を延滞したときは？（38 頁～43 頁参照）

(1) 延滞金

約束の返還期日を過ぎると、延滞となった返還月額（第二種奨学金の場合は、利息を除く）に対し、年（365 日あたり）5%の割合で、返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が賦課（加算）されます。

(2) 返還の督促

人的保証制度選択者が延滞すると、連帯保証人や保証人へ延滞していることをお知らせし、請求・督促を行います。

(3) 個人情報情報機関への登録

返還開始から 6 か月経過後に延滞が 3 か月以上になった場合、個人情報情報機関に延滞者として登録する対象となります。一度登録されると、返還状況は毎月更新され、登録された情報は返還完了から 5 年後に削除されます。

(4) 法的処理（人的保証制度の場合）

人的保証制度選択者で延滞が解消されない場合、返還残額の一括返還を請求すると共に、支払督促を申し立てる等、法的手続きをとることがあります。

(5) 代位弁済（40 頁参照）

機関保証制度加入者が延滞した場合、一定期間の督促後、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に返還残額を請求し、保証機関が機構に返還残額を支払い、以降は保証機関から返還者に請求を行います。保証機関が返還者の代わりに返還残額を支払っても、返還者の返済の義務はなくなりません。

貸与終了時にやらなければならないこと（手続き）

1. 「貸与奨学金返還確認票」の確認
2. 口座振替（リレー口座）加入の手続き

1. 「貸与奨学金返還確認票」の確認

奨学生採用時に「返還誓約書」を提出している方には、奨学金の貸与が満期となる年度の後半または奨学金の貸与終了時に「貸与奨学金返還確認票」（5頁～12頁参照）が交付されます。

〔内容確認等について〕

- (1) 借入金額・貸与の状況・返還の条件（目安）等を確認してください。
 ※記載事項に疑問等があれば、貸与を受けていたときに在学していた学校に申し出てください。
 ※第一種奨学金と同時貸与の入学時特別増額貸与奨学金については、「貸与奨学金返還確認票」が発行されません。「返還誓約書【本人控用】」にて確認を行ってください。
- (2) 保証区分が「人的保証」の場合は、奨学生本人・連帯保証人・保証人、「機関保証」の場合は、奨学生本人・本人以外の連絡先の記載事項すべてに変更がないかを確認してください。
 ※連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先として届けられている方に必ず確認してもらってください。
- (3) 記載事項に変更や追加がある場合は、以下のとおり手続きしてください。
 【貸与中】学校に申し出てください。
 【貸与終了後】スカラネット・パーソナルや所定の様式等を用いて、速やかに本機構へ届け出てください。
- (4) 52頁の所定欄にあなたの「貸与奨学金返還確認票」を貼り付け、返還が完了するまで大切に保管してください。
 ※「貸与奨学金返還確認票」

第一種奨学金	——	人的保証	→	5頁～6頁参照
		機関保証	→	9頁～10頁参照
第二種奨学金	——	人的保証	→	7頁～8頁参照
		機関保証	→	11頁～12頁参照

【参考】「貸与奨学金返還確認票」の見本

(1) 第一種奨学金 人的保証（連帯保証人と保証人による保証）の場合

<奨学金の種類>

あなたが貸与を受けた奨学金の種類が印字されています。

- ・貸与種別 第一種：無利息
- ・保証区分 人的保証：連帯保証人および保証人の保証を受ける制度

<借用金額>

一つの奨学生番号で借用した金額（元金）の合計です。
月額の変更をした場合も、反映されています。
ただし、第一種と同時貸与の入学時特別増額貸与奨学金は、含まれていません。返還誓約書[本人控用]にて確認を行ってください。

<貸与の状況>

記載の学校で貸与を受けた奨学金の明細です。
貸与期間、月額等を確認してください。

●【第一種人的保証】

貸与奨学金返還確認票

独立行政法人日本学生支援機構は、あなたに奨学金を貸与し、貸与終了後返還することを誓約いただいております。以下の内容について確認し、人的保証制度を選択した方は、連帯保証人及び保証人にも内容を確認してもらってください。
内容に変更がある場合には、所定の届出が必要です（裏面参照）。

独立行政法人日本学生支援機構理事長

令和 1 年 8 月 30 日

借用金額

¥ 2 4 4 8 0 0 0

奨学生本人	奨学生番号	616-XX-XXXXXX	CD	9	採用種別	在学				
	在学学校	日本学生支援大学								
	住所	〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 10-7								
	電話番号	03-0000-0000	携帯電話番号	080-0000-0000						
	フリガナ	キコウ ジュンコ								
	氏名	機構 順子								
		平成	9	年	10	月	27	日生	性別	女
貸与の状況	貸与期間	2016年4月～2020年3月	貸与月数	48	貸与月額	51000	貸与額計	2448000	円	
		年 月～年 月	月	円	円	円	円	円		
		年 月～年 月	月	円	円	円	円	円		
		年 月～年 月	月	円	円	円	円	円		
返還の条件(目安)	返還期日	毎月27日	返還回数	180	初回割賦金	13600	割賦金	13600	最終割賦金	
	月賦返還	毎月27日	回	円	円	円	円	円		
	*1	月賦返還選択時の総支払額						2448000	円	
	併用返還	月賦分 毎月27日	180	6800	6800	6800	6800	6800	円	
	2	半年賦分 毎年1・7月の27日	30	40800	40800	40800	40800	40800	円	
	併用返還選択時の総支払額						2448000	円		

月賦返還	返還期日	毎月27日	返還回数	***	回	初回割賦金	***	円	割賦金	***	円	最終割賦金	***	円
併用返還	月賦返還選択時の総支払額												***	円
	月賦分 毎月27日		***	回	***	円	***	円	***	円	***	円	***	円
	半年賦分 毎年1・7月の27日		***	回	***	円	***	円	***	円	***	円	***	円
	併用返還選択時の総支払額												***	円

ご登録いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

<返還の条件(目安)>

あなたが選択した割賦方法による返還期日、返還回数、割賦金、総支払額等を確認してください。

記載はありません(*印字)。


<奨学生本人>

あなたの奨学生番号、住所（返還誓約書または住所変更届で届け出た住民票の住所）、電話番号、氏名、生年月日、性別等です。

I 貸与終了時にやらなければならないこと(手続き)
II 第一種奨学金(無利息)の返還
III 第一種奨学金(利息付)の返還
IV 返還中の各種届出
V 在学している場合(在学猶予)
VI 返還が困難になった場合(救済制度)

- ①返還誓約書または連帯保証人・保証人等変更届で届け出た「連帯保証人」です。
- ②返還誓約書または連帯保証人・保証人等変更届で届け出た「保証人」です。

「所得連動返還型無利子奨学金制度」の方は、〔所得連動返還型無利子奨学金〕と印字されています。なお、2017年度以降採用者で猶予年限特例の方は〔猶予年限特例〕と印字されています（33頁～34頁参照）。



652814 075 031200
86101157XK0000001#

〔所得連動返還型無利子奨学金〕

連帯保証人	住所 〒162 - 0845 東京都新宿区市谷本村町 10-7	氏名	電話番号 03-0000-0000	携帯電話番号 090-9999-0000	昭和 36年 2月 2日生
	フリガナ キコウ イロウ		続柄	父	
	氏名 機構 一郎				
	勤務先 (株) 奨学建設		電話番号	03-0000-1111	
保証人	住所 〒153 - 8503 東京都目黒区駒場4丁目 5-29	氏名	電話番号 03-0000-2222	携帯電話番号 090-9999-9999	昭和 42年 4月 4日生
	フリガナ ショウガク ハナコ		続柄	おば	
	氏名 奨学 花子				
	勤務先 (有) 機構商店		電話番号	03-0000-3333	
***	住所 〒 -	***	電話番号 *****	携帯電話番号 *****	**年 **月 **日生
***	フリガナ	***	フリガナ	フリガナ	
***	氏名	***			

(返還開始に際してのお願い)

- 返還金は後輩の奨学金の財源として運用される仕組みとなっています。借りた奨学金は、貸与終了後に必ず返還しなくてはなりません。
- 口座振替（リレー口座）加入申込書により、取扱金融機関窓口で加入手続きをお願いします。その際、加入申込書（預・貯金者控）1部を受け取り、そのコピーを学校に提出してください。
- 貸与終了後、引き続き在学又は進学する場合には、「在学届」を提出してください。



104900

2019/08/30
000001(2016/04)

学校番号	104900
区分	00
学部学科	2006
学籍No	123456

(2) 第二種奨学金 人的保証（連帯保証人と保証人による保証）の場合

<奨学金の種類>

あなたが貸与を受けた奨学金の種類が印字されています。

- ・貸与種別 第二種：利息付き
- ・保証区分 人的保証：連帯保証人および保証人の保証を受ける制度

<借用金額>

一つの奨学生番号で借用した金額（元金）の合計です。
月額の変更をした場合も、反映されています。

【第二種人的保証】

独立行政法人日本学生支援機構は、あなたに奨学金を貸与し、貸与終了後返還することを誓約いただいております。以下の内容について確認し、人的保証制度を選択した方は、連帯保証人及び保証人にも内容を確認してもらってください。
内容に変更がある場合には、所定の届出が必要です（裏面参照）。

独立行政法人日本学生支援機構理事長

令和 1 年 8 月 30 日

借用金額

¥ 2 4 0 0 0 0 0

奨学生本人	奨学生番号	816-XX-XXXXXX	CD	9	採用種別	在学
	在学校	日本学生支援大学				
	住所	〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 10-7				
	電話番号	03-0000-0000	携帯電話番号	080-0000-0000		
貸与の状況	貸与期間	平成 9 年 10 月 27 日生	性別	女		
	2016 年 4 月～2020 年 3 月	貸与月数	48 月	貸与月額	50000 円	貸与額計
	年 月～年 月	年 月	月	円	円	円
	年 月～年 月	年 月	月	円	円	円
	年 月～年 月	年 月	月	円	円	円

返還の条件（目安）	月賦返還	返還期日		返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
		月賦返還	併用返還				
*1	月賦返還	毎月27日	毎月27日	180 回	16769 円	16769 円	16917 円
	併用返還	月賦分	毎月27日	180 回	8384 円	8384 円	8516 円
	併用返還	半年賦分	毎年1・7月の27日	30 回	50355 円	50355 円	50361 円
	併用返還	併用返還選択時の総支払額			(利子込み)		3018568 円
*2	月賦返還	毎月27日	毎月27日	180 回	6843 円	6843 円	7068 円
	併用返還	月賦分	毎月27日	180 回	41073 円	41073 円	41085 円
	併用返還	半年賦分	毎年1・7月の27日	30 回	41073 円	41073 円	41085 円
	併用返還	併用返還選択時の総支払額			(利子込み)		2464167 円

選択された利率の算定方法：利率固定方式

注：利率が未確定なため、返還の条件（目安）は、上限利率の年3.0%（増額貸与部分は、年3.2%）で仮計算しています。確定した年利率で計算した内容については、貸与終了時に送付される通知でご確認ください。

【参考】令和 1 年 8 月貸与終了者に実際に適用された利率（年X.XXX%、増額貸与部分は年X.XXX%）で計算した場合の返還例（※この利率があなたに適用されるわけではありません）

返還の条件（目安）	月賦返還	返還期日		返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
		月賦返還	併用返還				
*1	月賦返還	毎月27日	毎月27日	180 回	13688 円	13688 円	13868 円
	併用返還	月賦分	毎月27日	180 回	6843 円	6843 円	7068 円
	併用返還	半年賦分	毎年1・7月の27日	30 回	41073 円	41073 円	41085 円
	併用返還	併用返還選択時の総支払額			(利子込み)		2464167 円

ご登録いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

<返還の条件（目安）>

あなたが選択した割賦方法による返還期日、返還回数、割賦金、総支払額等を確認してください。また、選択された利率の算定方法（「利率固定方式」または「利率見直し方式」）が印字されていますので、こちらも確認してください。


<貸与の状況>

記載の学校で貸与を受けた奨学金の明細です。貸与期間、月額等を確認してください。

<奨学生本人>

あなたの奨学生番号、住所（返還誓約書または住所変更届で届け出た住民票の住所）、電話番号、氏名、生年月日、性別等です。

- ①返還誓約書または連帯保証人・保証人等変更届で届け出た「連帯保証人」です。
 ②返還誓約書または連帯保証人・保証人等変更届で届け出た「保証人」です。

 652814 075 031200 86101157XK0000003#	
連帯保証人	住所 〒162 - 0845 東京都目黒区本村町 10-7
	電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 090-9999-0000 フリガナ キコウ イロウ 続柄 父
	氏名 機構 一郎 昭和 36年 2月 2日生
勤務先 (株) 奨学建設	電話番号 03-0000-1111
保証人	住所 〒153 - 8503 東京都目黒区駒場4丁目 5-29
	電話番号 03-0000-2222 携帯電話番号 090-9999-9999 フリガナ ショウガク ハナコ 続柄 おば
	氏名 奨学 花子 昭和 42年 4月 4日生
勤務先 (有) 機構商店	電話番号 03-0000-3333
*** *** *** ***	住所 〒 *****
*** *** ***	電話番号 ***** 携帯電話番号 ***** フリガナ 続柄
*** *** ***	氏名 ***** **年 **月 **日生

(返還開始に際してのお願い)

- 返還金は後輩の奨学金の財源として運用される仕組みとなっています。借りた奨学金は、貸与終了後に必ず返還しなくてはなりません。
- 口座振替（リレー口座）加入申込書により、取扱金融機関窓口で加入手続きをお願いします。その際、加入申込書（預・貯金者控）1部を受け取り、そのコピーを学校に提出してください。
- 貸与終了後、引き続き在学又は進学する場合には、「在学届」を提出してください。

学校番号	104900
区 分	00
学部学科	2006
学籍 No.	123456

104900 2019/08/30 000001(2016/05)

(3) 第一種奨学金 機関保証の場合

<奨学金の種類>

あなたが貸与を受けた奨学金の種類が印字されています。

- ・貸与種別 第一種：無利息
- ・保証区分 機関保証：保証機関の連帯保証を受ける制度

<借入金額>

一つの奨学生番号で借入した金額（元金）の合計です。
月額の変更をした場合も、反映されています。
ただし、第一種と同時貸与の入学時特別増額貸与奨学金は、含まれていません。返還誓約書[本人控用]にて確認を行ってください。

<貸与の状況>

記載の学校で貸与を受けた奨学金の明細です。
貸与期間、月額等を確認してください。

● 【第一種機関保証】

貸与奨学金返還確認票

独立行政法人日本学生支援機構は、あなたに奨学金を貸与し、貸与終了後返還することを誓約いただいております。以下の内容について確認し、人的保証制度を選択した方は、連帯保証人及び保証人にも内容を確認してもらってください。
内容に変更がある場合には、所定の届出が必要です（裏面参照）。

独立行政法人日本学生支援機構理事長

令和 1 年 8 月 30 日

借入金額

● ¥ 2 4 4 8 0 0 0

奨学生本人	奨学生番号	616-XX-XXXXXX	CD	9	採用種別	在学					
	在学学校	日本学生支援大学									
	住所	〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 10-7									
	電話番号	03-0000-0000	携帯電話番号	080-0000-0000							
貸与の状況	フリガナ	キコウ ジョウコ									
	氏名	機構 順子									
貸与の状況	平成	9	年	10	月	27	日生	性別	女		
	貸与期間	2016	年	4	月	～	2020	年	3	月	
	貸与月数	48		月	貸与月額	51000		円	貸与額計	2448000	円
	年	月	～	年	月	～	年	月	円	円	

返還の条件 (目安)	返還期日		返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
	月賦返還	毎月27日	180	13600	13600	13600
*1	月賦返還選択時の総支払額					2448000
併用返還	月賦分	毎月27日	180	6800	6800	6800
	半年賦分	毎年1・7月の27日	30	40800	40800	40800
2	併用返還選択時の総支払額					2448000

	返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金	
月賦返還	毎月27日	***	***	***	***	
	月賦返還選択時の総支払額					***
併用返還	月賦分	毎月27日	***	***	***	
	半年賦分	毎年1・7月の27日	***	***	***	
2	併用返還選択時の総支払額					***

ご登録いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

<返還の条件 (目安) >

あなたが選択した割賦方法による返還期日、返還回数、割賦金、総支払額等を確認してください。

記載はありません (*印字)。

<奨学生本人>


あなたの奨学生番号、住所（返還誓約書または住所変更届で届け出た住民票の住所）、電話番号、氏名、生年月日、性別等です。

①返還誓約書または連帯保証人・保証人等変更届で届け出た「本人以外の連絡先」です。
 ②記載はありません(*印字)。

2017年度以降採用者で、「所得連動返還方式」を選択した方は〔所得連動返還方式〕と印字されています。

「所得連動返還型無利子奨学金制度」の方は、〔所得連動返還型無利子奨学金〕と印字されています。なお、2017年度以降採用者で猶予年限特例の方は〔猶予年限特例〕と印字されています(33頁～34頁参照)。

〔所得連動返還型無利子奨学金〕



652814 075 031200
86101157XK0000002#

本人以外の連絡先

住所 〒153 - 8503
東京都目黒区駒場4丁目 5-29

電話番号 03-0000-2222 携帯電話番号 080-9999-9999

フリガナ キコウジロウ 続柄 父

氏名 機構 次郎

昭和 48 年 1 月 1 日生

勤務先 *****

電話番号 *****

*** 住所 〒 -

*** *****

*** 電話番号 ***** 携帯電話番号 *****

*** フリガナ 続柄

*** 氏名 *****

*** ** 年 ** 月 ** 日生

*** 勤務先 *****

*** 電話番号 *****

*** 住所 〒 -

*** *****

*** 電話番号 ***** 携帯電話番号 *****


*** フリガナ 続柄

*** 氏名 *****

*** ** 年 ** 月 ** 日生

(返還開始に際してのお願い)

1. 返還金は後輩の奨学金の財源として運用される仕組みとなっています。借りの奨学金は、貸与終了後に必ず返還しなくてはなりません。
2. 口座振替(リレー口座)加入申込書により、取扱金融機関窓口で加入手続きをお願いします。その際、加入申込書(預・貯金者控)1部を受け取り、そのコピーを学校に提出してください。
3. 貸与終了後、引き続き在学又は進学する場合には、「在学届」を提出してください。



104900

2019/08/30
000001(2016/04)

学校番号	104900
区分	00
学部学科	2006
学籍No.	123456

★

(4) 第二種奨学金 機関保証の場合

<奨学金の種類>

あなたが貸与を受けた奨学金の種類が印字されています。

- ・貸与種別 第二種：利息付き
- ・保証区分 機関保証：保証機関の連帯保証を受ける制度

<借用金額>

一つの奨学生番号で借用した金額（元金）の合計です。
月額の変更をした場合も、反映されています。

【第二種機関保証】

貸与奨学金返還確認票

独立行政法人日本学生支援機構は、あなたに奨学金を貸与し、貸与終了後返還することを誓約いただいております。以下の内容について確認し、人的保証制度を選択した方は、連帯保証人及び保証人にも内容を確認してもらってください。
内容に変更がある場合には、所定の届出が必要です（裏面参照）。

独立行政法人日本学生支援機構理事長

令和 1 年 8 月 30 日

借用金額 ￥ 2 4 0 0 0 0 0

奨学生本人	奨学生番号	816-XX-XXXXXX	CD	9	採用種別	在学					
	在学校	日本学生支援大学									
	住所	〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 10-7									
	電話番号	03-0000-0000	携帯電話番号	080-0000-0000							
貸与の状況	氏名	機構 順子									
	生年月日	平成 9 年 10 月 27 日生			性別	女					
	貸与期間	2016年4月～2020年3月	貸与回数	48回	貸与月額	50000円					
返還の条件(目安)	月賦返還	返還期日	毎月27日	返還回数	180回	初回割賦金	16769円	割賦金	16769円	最終割賦金	16917円
	併用返還 1	月賦返還	毎月27日	180回	8384円	8384円	8516円				
		半年賦分	毎年1・7月の27日	30回	50355円	50355円	50361円				
	併用返還 2	月賦返還	毎月27日	180回	6843円	6843円	7068円				
		半年賦分	毎年1・7月の27日	30回	41073円	41073円	41085円				
選択された利率の算定方法：利率固定方式 注：利率が未確定なため、返還の条件(目安)は、上限利率の年3.0%（増額貸与部分は、年3.2%）で仮計算しています。確定した年利率で計算した内容については、貸与終了時に送付される通知でご確認ください。											

[参考] 令和 1 年 8 月貸与終了者に実際に適用された利率（年X.XXX%、増額貸与部分は年X.XXX%）で計算した場合の返還例（※この利率があなたに適用されるわけではありません）

月賦返還	返還期日	毎月27日	返還回数	180回	初回割賦金	13688円	割賦金	13688円	最終割賦金	13868円
併用返還	月賦返還	毎月27日	180回	6843円	6843円	7068円				
	半年賦分	毎年1・7月の27日	30回	41073円	41073円	41085円				

ご登録いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

<返還の条件(目安)>

あなたが選択した割賦方法による返還期日、返還回数、割賦金、総支払い額等を確認してください。また、選択された利率の算定方法（「利率固定方式」または「利率見直し方式」）が印字されていますので、こちらも確認してください。


<貸与の状況>

記載の学校で貸与を受けた奨学金の明細です。貸与期間、月額等を確認してください。

<奨学生本人>

あなたの奨学生番号、住所（返還誓約書または住所変更届で届け出た住民票の住所）、電話番号、氏名、生年月日、性別等です。

- ①返還誓約書または連帯保証人・保証人等変更届で届け出た「本人以外の連絡先」です。
 ②記載はありません（*印字）。




652814 075 031200
86101157XK0000004#

本人以外の連絡先	住所 〒153 - 8503 東京都目黒区駒場4丁目 5-29 電話番号 03-0000-2222 携帯電話番号 080-9999-9999 <small>フリガナ キコウ シロウ</small> 続柄 父 氏名 機構 次郎
	昭和 48 年 1 月 1 日生
	勤務先 ***** 電話番号 *****
***	住所 〒 -
***	*****
***	電話番号 ***** 携帯電話番号 *****
***	<small>フリガナ</small> 続柄 氏名 *****
	** 年 ** 月 ** 日生
	勤務先 ***** 電話番号 *****
***	住所 〒 -
***	*****
***	電話番号 ***** 携帯電話番号 *****
***	<small>フリガナ</small> 続柄 氏名 *****
	** 年 ** 月 ** 日生

(返還開始に際してのお願い)

1. 返還金は後輩の奨学金の財源として運用される仕組みとなっています。借りた奨学金は、貸与終了後に必ず返還しなくてはなりません。
2. 口座振替（リレー口座）加入申込書により、取扱金融機関窓口で加入手続きをお願いします。その際、加入申込書（預・貯金者控）1部を受け取り、そのコピーを学校に提出してください。
3. 貸与終了後、引き続き在学又は進学する場合には、「在学届」を提出してください。



104900

2019/08/30
000001(2016/05)

学校番号	104900
区分	00
学部学科	2006
学籍No	123456

2. 口座振替（リレー口座）加入手続き（返還していく口座の申込）

奨学金の返還は、口座振替（引き落とし）により行います。所定の「口座振替（リレー口座）加入申込書」で手続きすることで返還を迅速・確実に行うことができます。繰上返還をする方も含め、**必ず全員が加入しなければなりません**。なお、**在学中に奨学金が振り込まれた口座を振替用口座として利用する場合でも、加入手続きが必要です**。

(1) 加入手続きおよび「預・貯金者控」のコピーの提出

貸与終了後、金融機関の窓口へ「口座振替（リレー口座）加入申込書」を提出して加入手続きを行い、金融機関から受け取った「預・貯金者控」のコピーを学校が指示する期日までに学校に提出してください。

【注意】

- 金融機関から、「口座振替（リレー口座）加入申込書」3枚目（様式3の「預・貯金者控」）のみを受け取ってください。その際に、「取扱店の受付印」が押されていることを確認してください。
- 「口座振替（リレー口座）加入申込書」には、今回貸与終了する奨学生番号を記入してください。併用貸与で、貸与終了年月が同じである場合は、第二種奨学金の奨学生番号を記入してください。第二種奨学金が無い場合は第一種奨学金の奨学生番号を記入してください。返還すべき給付奨学金や、入学時特別増額の奨学生番号は記入しません。
- 他の奨学生番号で、すでに口座振替（リレー口座）に加入済の場合も、今回貸与終了する奨学金について再度加入手続きをしてください。加入済の口座と今回手続きをする口座の預・貯金者名が同一の場合は、加入手続き後に今回の加入口座に統一されます。
- 奨学生番号が2つ以上あり、同一の預・貯金者名で複数の口座や、預・貯金者名の異なる口座からの返還を希望する場合は、加入手続きをしたうえで貸与終了後、奨学金相談センターまでお問合せください。

(2) 記入方法

「口座振替（リレー口座）加入申込書」の記入例については14頁を参照してください。

【記入上の注意】

- 記入例を参考にして、黒のボールペンで丁寧に記入してください。また、押印漏れのないことを確認してください。
- 奨学生本人以外の預・貯金口座でも申し込みができます。
- 共通記入欄は必須項目です。記入漏れがあると、個人の特定ができません。「住所」欄には貸与終了後に郵便物が確実に届く住所を必ず記入してください。住所の記入漏れは通知未着の原因になりますのでご注意ください。
- 加入手続き後、住所や勤務先が決まった場合は、貸与終了後2か月経過してからスカラネット・パーソナルまたは「転居・改氏名・勤務先（変更）届」（様式は本機構ホームページを参照ください）により必ず届け出てください。
- フリガナの姓と名は1字あけ、濁点・半濁点は1字として記入してください。
- 「口座振替（リレー口座）加入申込書」に記載されている注意事項も併せて参照してください。

〈取扱金融機関〉

ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行（三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行のみ）、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会および一部の漁業協同組合

※取り扱っていない金融機関

外国銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀行、ジャパンネット銀行、じぶん銀行等）、その他一部の銀行（新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行、イオン銀行等）、一部の信用組合

II

第一種奨学金（無利息）の返還

1. 定額返還方式による返還

定額返還方式とは、貸与総額に応じて決定された一定の金額で返還する返還方式です。

(1) 割賦方法

返還誓約書で月賦返還または月賦・半年賦併用返還（以下「併用返還」という。）のいずれかを選択しています。返還誓約書で決めた割賦方法は、原則として変更できません。

(2) 返還期日

貸与終了の翌月から数えて7か月目の月（3月に貸与終了した場合は10月）の27日が初回返還日です。以降、毎月27日に月賦分を振替用口座から引き落とします。併用返還の場合は、毎月27日に月賦分を、1月と7月の27日に月賦分と半年賦分の合計額を引き落とします。なお、27日が金融機関の休業日の場合は翌営業日に引き落とします。

(3) 返還期間（回数）

返還回数は、貸与総額を下表の「奨学金返還年数算出表」に定める「割賦金の基礎額」で割って得た「返還年数」（小数点以下切り捨て）の12倍の回数です。なお、併用返還の半年賦分の返還回数は、貸与総額を「割賦金の基礎額」で割って得た「返還年数」の2倍の回数です。

【例. 貸与総額 2,160,000 円の場合】

月賦返還・・・2,160,000円 ÷ 150,000円（※） = 14.4年 → 14年 × 12 = 168回
 併用返還・・・月賦分 2,160,000円 ÷ 150,000円 = 14.4年 → 14年 × 12 = 168回
 半年賦分 2,160,000円 ÷ 150,000円 = 14.4年 → 14年 × 2 = 28回

※下表「奨学金返還年数算出表」参照

割賦方法		返還期日	返還期間（回数）
月賦返還		毎月27日	「割賦金の基礎額」で割って得た返還年数の12倍の回数
併用返還	月賦分	毎月27日	「割賦金の基礎額」で割って得た返還年数の12倍の回数
	半年賦分	1月および7月の27日	「割賦金の基礎額」で割って得た返還年数の2倍の回数

【注意】第一種奨学金と第二種奨学金を併せて貸与を受けた場合

貸与終了年月が同じ場合、それぞれの借用金額を合計して返還回数を算出します。

【奨学金返還年数算出表】

貸与総額	割賦金の基礎額	貸与総額	割賦金の基礎額
200,000円以下	30,000円	1,300,001円～1,500,000円	110,000円
200,001円～400,000円	40,000円	1,500,001円～1,700,000円	120,000円
400,001円～500,000円	50,000円	1,700,001円～1,900,000円	130,000円
500,001円～600,000円	60,000円	1,900,001円～2,100,000円	140,000円
600,001円～700,000円	70,000円	2,100,001円～2,300,000円	150,000円
700,001円～900,000円	80,000円	2,300,001円～2,500,000円	160,000円
900,001円～1,100,000円	90,000円	2,500,001円～3,400,000円	170,000円
1,100,001円～1,300,000円	100,000円	3,400,001円以上	総額の20分の1

(4) 返還月額

「返還月額」とは、奨学金の返還にあたり約定で決められた毎月（半年賦分は1・7月のみ）返還しなければならない金額（割賦金）です。

貸与総額および割賦方法により算出された返還回数で月賦分、半年賦分を均等に返還します。

割賦方法別による返還月額【例. 貸与総額 2,160,000 円, 10 月から返還開始】

割賦方法		返還月										最終月	
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月		
月賦		12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,881
併用	月賦分	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,524	
	半年賦分				38,571						38,571	38,583	

【例. 貸与総額 2,160,000 円 の場合】

$$2,160,000 \text{ 円} \div 168 \text{ 月} = 12857.14 \dots \approx 12,857 \text{ 円/月}$$

(5) 返還方式の変更（定額返還方式 → 所得連動返還方式）

2017年4月以降に第一種奨学金の奨学生として採用された方は、定額返還方式から所得連動返還方式（17頁参照）への変更をすることが可能です。

① 保証制度

機関保証制度を選択していることが条件となっています。人的保証制度を選択している方は機関保証制度に変更する必要があります。機関保証制度への変更の際には、保証料を保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に一括で支払う必要があります。

② 変更手続き

所得連動返還方式への変更を希望する場合は、以下の書類を本機構が指定する宛先に、簡易書留で提出してください（簡易書留に係る郵便料金は返還者の負担となります）。

〔提出書類〕

- a 「第一種奨学金返還方式変更届（返還者用）」または「第一種奨学金返還方式変更届 兼保証の変更依頼書」（未成年の場合は、親権者の署名・押印が必要）
- b 「マイナンバー提出書」
- c 番号確認書類（「個人番号カード」等のコピー）
- d 身元確認書類（運転免許証、学生証等のコピー）

所得連動返還方式にかかる保証変更や申請書類（「第一種奨学金返還方式変更届（返還者用）」、「第一種奨学金返還方式変更届 兼保証の変更依頼書」、「マイナンバー提出書」）については、奨学金相談センター（裏表紙参照）にお問い合わせください。

※所得連動返還方式の返還月額は、本機構ホームページ「奨学金貸与・返還シミュレーション」で試算できます。

【注意】 延滞している場合や口座未加入の場合は、返還方式の変更はできません。

2. 所得連動返還方式による返還

所得連動返還方式とは、前年の課税対象所得（課税総所得金額）に応じて返還月額が決まる返還方式です。2017年4月以降に第一種奨学金の奨学生として採用された方は、この方式を選択することができます。

所得に応じた返還月額となるため、所得が少ない場合は返還月額も少なくなります。一方、所得が多い場合は返還月額も多くなります。

所得が一定程度となるまでの間は、定額返還方式よりも返還月額が少なくなりますが、所得が一定程度を超えると定額返還方式よりも返還月額が多くなります。なお、返還が必要な総額は定額返還方式と変わりません。

(1) 割賦方法

月賦返還のみとなります。月賦・半年賦の併用返還はできません。

(2) 返還期日

貸与終了の翌月から数えて7か月目の月（3月に貸与終了した場合は10月）の27日が初回返還日です。以降、毎月27日に月賦分を振替用口座から引き落とします。なお、27日が金融機関の休業日の場合は翌営業日に引き落とします。

(3) 返還月額

「返還月額」とは、奨学金の返還にあたり約定で決められた毎月返還しなければならない金額（割賦金）です。

毎年、前年の課税対象所得に応じて10月から翌年9月までの返還月額が決まります。

なお、返還月額の最低金額は2,000円となります。

①返還初年度 ※返還月額の半分

②返還2年目（以降）

10月	9月	10月	9月

① 返還初年度（返還開始から最初の9月まで）の返還月額

返還初年度は、定額返還方式により算出した割賦金の半分（1円未満の端数は切り捨て）が返還月額となります。ただし、算出した額が2,000円未満となった場合、返還月額は2,000円となります。また、定額返還方式により算出した割賦金の半額での返還が困難な場合は、願い出（申請書類またはスカラネット・パーソナル）により月額2,000円に変更することが可能です（19頁参照）。

※返還初年度の期間は、返還開始翌月以降の最初の9月までとなります（最長12か月（10月～翌9月）、最短1か月（9月のみ））。

② 返還月額の見直し（返還開始翌月以降の10月）後の返還月額

ア. 返還月額の見直し時期

最初の返還月額の見直しを返還開始翌月以降の10月に行い、その月から前年の課税対象所得に応じた返還月額での返還となります。初回の返還月額の見直し以降は、前年の課税対象所得が確定する6月以降に、本機構が個人番号（マイナンバー）を利用して取得した

前年の課税対象所得で返還月額を算出し、10月から翌年9月まで算出された返還月額で返還します。

返還者が被扶養者(19頁参照)の場合は、返還者と扶養者の課税対象所得の合計に基づき返還月額を算出します。そのため、扶養者の個人番号(マイナンバー)の提出が必要です。

なお、返還月額の算出には、マイナンバー等本機構の定める書類の提出が必要です。また、個人番号(マイナンバー)が利用できない場合は、本機構から課税証明書等の提出を求められる場合があります。

【初回の返還月額見直しの時期の例】

- ・2019年9月に貸与終了の場合⇒2020年4月から返還開始、2020年10月から前年の課税対象所得に応じた返還月額での返還開始

①返還初年度			②返還2年目(以降)	
2020年 4月	2020年 9月	2020年 10月	2021年 9月	

- ・2020年3月に貸与終了の場合⇒2020年10月から返還開始、2021年10月から前年の課税対象所得に応じた返還月額での返還開始

①返還初年度			②返還2年目(以降)	
2020年 10月	2021年 9月	2021年 10月	2022年 9月	

- ・2020年6月に貸与終了の場合⇒2021年1月から返還開始、2021年10月から前年の課税対象所得に応じた返還月額での返還開始

①返還初年度			②返還2年目(以降)	
2021年 1月	2021年 9月	2021年 10月	2022年 9月	

イ. 返還月額の算定

前年の課税対象所得に9%をかけた額が10月から翌年9月までの要返還額となり、12で割った額(1円未満の端数は切り捨て)が返還月額になります。ただし、算出された額が2,000円未満となる場合は2,000円が返還月額となります。

なお、返還月額の算定は、所得連動返還方式を選択した奨学金ごとに行います。

【注意】

返還月額の最低金額は2,000円です。前年の収入・所得が0円の場合でも、返還月額は0円になりません。

【初回の見直し以降の返還月額の算出方法】

〈課税対象所得に応じた返還月額の例〉

- ・年収200万円(課税対象所得62万円)⇒返還月額 4,650円
($620,000 \times 9\% \div 12 = 4,650$ 円)

- ・年収 300 万円 (課税対象所得 119 万円) ⇒返還月額 8,925 円
($1,190,000 \times 9\% \div 12 = 8,925$ 円)
- ・年収 400 万円 (課税対象所得 179 万円) ⇒返還月額 13,425 円
($1,790,000 \times 9\% \div 12 = 13,425$ 円)

③ 最終返還月額

返還の最終年度において、算出により決定した返還月額により返還した結果、返還残額が返還月額未満となった場合、当該返還残額を最終の返還月額に加えます。ただし、返還残額が 100 円以上である場合、返還回数を 1 回増やし、当該返還残額が最終の返還月額となります。

(4) 返還が困難な場合

返還が困難な場合は、以下の制度を願い出ることができます。

① 返還初年度における最低返還月額

返還初年度において、定額返還方式により算出した返還月額の半額での返還が困難な場合は、願い出(申請書類またはスカラネット・パーソナル)により最低返還月額 2,000 円で返還することができます。申請の際、証明書類等は不要です。手続きの詳細については、奨学金相談センター(裏表紙参照)にお問い合わせください。

② 返還期限猶予(31 頁～32 頁参照)

返還が困難な場合は、返還期限猶予を願い出ることができます。

【注意】

所得連動返還方式では課税対象所得に応じて返還月額が設定されるため、減額返還制度(29 頁～30 頁参照)の適用はありません。

また、延滞している方、口座未加入の方は、最低返還月額 2,000 円による返還の申請はできません。

(5) 被扶養者(※)となった場合

返還者が被扶養者である場合または返還中に返還者が被扶養者となった場合は、返還者と扶養者の課税対象所得の合計に基づき返還月額を算出します。そのため、扶養者の「マイナンバー提出書」と「個人番号カード」等のコピーを同封して、本機構指定の宛先に簡易書留により提出する必要があります(簡易書留に係る郵便料金は返還者の負担となります)。詳細は通知や本機構ホームページ等でお知らせします。

※地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 7 号に規定する同一生計配偶者および同項第 9 号に規定する扶養親族をいう。

【注意】

- 奨学金の貸与が終了した後は、所得連動返還方式から定額返還方式への変更はできません。
- 以下の場合は、所得連動返還方式を選択していても、定額返還方式により算出した返還月額での返還となります。
 - ・「マイナンバー提出書」等、本機構の定める書類を提出しなかった場合
 - ・海外長期滞在等により、本機構が課税対象所得を把握できなかった場合
 - ・課税証明書等の提出を求められたにもかかわらず、本機構の定める期限までに提出しなかった場合
 - ・被扶養者となった際に、返還者と扶養者の課税対象所得の合計を元に算出した返還月額が定額返還方式により算出した返還月額を超える場合

定額返還方式による返還

第二種奨学金の返還方式は、貸与総額に応じて毎月の返還金額が決まる定額返還方式のみとなります。

(1) 割賦方法

返還誓約書で月賦返還または月賦・半年賦併用返還（以下「併用返還」という。）のいずれかを選択しています。返還誓約書で決めた割賦方法は、原則として変更できません。

(2) 返還期日

貸与終了の翌月から数えて7か月目の月（3月に貸与終了した場合は10月）の27日が初回返還日です。以降、毎月27日に月賦分を振替用口座から引き落とします。併用返還の場合は、毎月27日に月賦分を、1月と7月の27日に月賦分と半年賦分の合計額を引き落とします。なお、27日が金融機関の休業日の場合は翌営業日に引き落とします。

(3) 返還期間（回数）

返還回数は、貸与総額を「奨学金返還年数算出表」（15頁参照）に定める「割賦金の基礎額」で割って得た「返還年数」（小数点以下切り捨て）の12倍の回数です。なお、併用返還の半年賦分の返還回数は、貸与総額を「割賦金の基礎額」で割って得た「返還年数」の2倍の回数です。

(4) 利息

第二種奨学金は、利息付きです。在学中は無利息ですが、貸与期間終了の翌月1日から利息が発生します。また、初回返還期日までの期間に据置期間利息が発生します。

なお、返還期限猶予中の期間については、利息は発生しません。

〔据置期間利息〕

ア. 月賦返還の場合

貸与期間終了の翌月1日から初回返還期日の前月27日までの利息

〔例〕 貸与期間終了 2020年3月、初回返還期日 2020年10月27日の場合

据置期間 2020年4月1日～2020年9月27日

イ. 半年賦返還の場合（併用返還のうち）

貸与期間終了の翌月1日から初回返還期日の6か月前の月の27日までの利息

〔例〕 貸与期間終了 2020年3月、半年賦初回返還期日 2021年1月27日の場合

据置期間 2020年4月1日～2020年7月27日

【注意】

在学猶予（27頁～28頁参照）を適用した後も据置期間利息が発生します（月賦の場合、在学期間終了の翌月1日から在学猶予終了後の初回返還期日の前月27日まで）。

(5) 利率

利率の算定方法は、奨学生に採用された年度によって異なります。

① 利率算定方法(利率固定方式、利率見直し方式)の選択

利率は、奨学金の申込時に選択した「利率の算定方法」に基づいて算定されます(奨学金振込中に「利率の算定方法」の変更を届け出た場合は、最後に届け出た「利率の算定方法」に基づいて算定されます)。いずれの方式も、基本月額に係る利率は年3%が上限です。直近の利率は、本機構ホームページでご確認ください。

なお、利率の算定方法は、貸与終了する一定期間前まで変更ができます。

② 「利率固定方式」と「利率見直し方式」について

ア. 利率固定方式

貸与終了時点で決定した利率(※)が返還完了まで適用されます。

イ. 利率見直し方式

貸与終了時点で決定した利率(※)を、返還期間中おおむね5年ごとに見直します。

※「貸与終了時点で決定した利率」とは、奨学金の交付に充てた資金の借り換えに充てる財政融資資金(第二種奨学金の財源として国から借り入れた資金)の利率を指します。財政融資資金の借り換えと併せて債券を発行した場合は、財政融資資金と債券の利率を加重平均して利率を決定します。

(6) 返還月額

貸与総額および割賦方法に応じた返還回数で元利均等計算して得た額に、据置期間利息を返還回数で割った額を上乗せした額を返還します。なお、併用返還の場合は貸与総額を二分し、月賦分、半年賦分の返還月額をそれぞれの返還回数により算出します。

割賦方法別による割賦金【例. 貸与総額 2,400,000 円, 利率年 3%, 10 月から返還開始】

返還月 割賦方法	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	最終月
月 賦	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,917
併用	月賦分	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,516
	半年賦分				50,355					50,355	

(7) 増額貸与を受けた場合の利率の算定方法

私立大学の医学・歯学・薬学または獣医学を履修する課程に在学する方または法科大学院に在学する方が、基本月額に加えて増額月額の貸与を受けた場合の利率、および入学時特別増額貸与奨学金を受けた方の利率は、基本月額に係る利率と増額貸与利率を加重平均して決定します。その基礎となる基本月額に係る利率と増額貸与利率は、次のとおりとします。

基本月額に係る利率：「利率固定方式」または「利率見直し方式」に従って算定します
(年3%が上限です)。

増額貸与利率：原則として基本月額に係る利率に0.2%上乗せした利率とします。

I
貸与終了時にやらないこと(手続き)
続き)

II
第一種奨学金(無利息)
の返還

III
第二種奨学金(利息付き)
の返還

IV
返還中の各種届出

V
在学している場合(在学猶予)

VI
返還が困難になった場合(救済制度)

以下の場合、届出が必要になります。

1. 住所・電話番号等に変更があった場合
2. 連帯保証人、保証人（人的保証）を変更する場合
3. 本人以外の連絡先（機関保証）を変更する場合
4. 返還金を引き落とすための振替用口座を変更する場合

1. 住所・電話番号等の変更

本人・連帯保証人・保証人および本人以外の連絡先（機関保証）の方の住所・姓（名字）・勤務先・電話番号等に変更があった場合は、速やかにスカラネット・パーソナルで届け出てください。

届出がない場合、本機構からの重要な通知が届かなくなり、延滞金が賦課される原因になる等、大変不利益なことも生じます。

また、転居の場合は本機構に届け出るとともに、必ず郵便局に転居届を提出してください。なお、貸与中（まだ、在学中で奨学金の振込が終了していない）の場合は在学している学校に申し出てください。

スカラネット・パーソナルが利用できない場合は、郵送・FAXで「転居・改氏名・勤務先（変更）届」を提出してください。また、電話でも受け付けます。詳細は本機構ホームページを参照してください。

【注意】

- a 改姓等による口座名義の変更は、別途金融機関に名義変更を届出のうえ、奨学金相談センターまたは本機構へ、郵送・FAXで連絡してください。
- b 本機構に届け出た個人番号（マイナンバー）が変更となった場合は、手続用紙をお送りしますので奨学金相談センターへ電話してください。
- c 改名（改姓を除く）の場合、その事実のわかる証明書（新旧氏名のわかる公的証明）を「転居・改氏名・勤務先（変更）届」（本機構ホームページを参照）に添付して提出してください。

2. 連帯保証人変更届、保証人変更届

連帯保証人、保証人の死亡等で、別の方に変更する場合に用います。変更する場合は、「連帯保証人変更届」「保証人変更届」の様式を、本機構のホームページから印刷するか、奨学金相談センターに請求し、速やかに郵送で届け出てください。

なお、貸与中（まだ、在学中で奨学金の振込が終了していない）の場合は下記（1）～（4）による届出ではなく、在学している学校に申し出てください。

※「連帯保証人変更届」・「保証人変更届」および添付書類は、奨学生番号ごとに提出が必要です。

（1）連帯保証人を変更する場合

新たに連帯保証人となる方が自署・押印し、印鑑登録証明書および収入に関する証明書類（源泉徴収票、市区町村発行の所得証明書、確定申告書（控）〔税務署の受付印があるもの〕※等）を添付してください。

※電子申告を行った場合は、「申告内容確認票」に「受付結果（受信通知：「メール詳細」画面）」または「即時通知」を添付してください。

（2）保証人を変更する場合

新たに保証人となる方が自署・押印をし、印鑑登録証明書を添付してください。

（3）4親等以内の親族でない方を連帯保証人・保証人にする場合、または65歳以上の方を保証人にする場合

貸与総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる方であれば選任できます。その場合は、2.（1）・（2）の他に、奨学生番号ごとに「返還保証書」および資産等を証明する書類（源泉徴収票・確定申告書の控（税務署の受付印のあるもの）・所得証明書等（すべて直近のもの・コピー可））を提出してください。

（4）「第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）」および「第二種奨学金（海外）」の貸与を受けた方で、連帯保証人・保証人を変更する場合

用紙が異なりますのでご注意ください。

【参考1】連帯保証人・保証人の選任条件（(1)～(4)共通）

連帯保証人	原則として、父母・兄弟姉妹またはおじ・おば等を選んでください。
保証人	<u>父母以外の</u> 、本人および連帯保証人と別生計の方で、原則4親等以内の65歳未満の親族（兄弟姉妹・おじ・おば・いとこ等）を選んでください。
共通	① 未成年者・学生・債務整理中の方等保証能力がない方は認められません。 ② 奨学生本人の配偶者（婚約者を含む）は認められません。 ③ 2002年度以降に採用された奨学金にかかる届け出の場合、次のア・イのいずれかに当てはまるときは、下記【参考2】の書類に加えて「返還保証書」および収入・資産等の証明書類の添付が必要です（返還総額の返還を確実に保証できる収入・資産のある方を選任していただくこととなります）。 ア 4親等以内の親族でない方を連帯保証人・保証人にする場合 イ 届出の時点で65歳以上の方を保証人にする場合 ④ 貸与終了時（貸与終了月の末日時点）に奨学生本人が、満45歳を超える場合、その時点で60歳未満であること。

【参考2】新連帯保証人・新保証人の届出時の必要書類

新連帯保証人	① 印鑑登録証明書（コピー不可） ② 収入に関する証明書類（コピー可） ・給与所得の場合…所得証明書または源泉徴収票等 ・給与所得以外の場合…所得証明書または確定申告書（控）等 ※確定申告書（控）[税務署の受付印があるもの] 電子申告を行った場合は、「申告内容確認票」に「受付結果（受信通知：「メール詳細」画面）」または「即時通知」を添付してください。
新保証人	① 印鑑登録証明書（コピー不可）

※証明書類は、変更届の記入日から3か月以内に発行されたものを添付してください。

※前頁2.(3)も参照してください。

3. 本人以外の連絡先（機関保証）の変更

機関保証制度加入者が「本人以外の連絡先」として届け出ている方を、**別の方に変更する場合は**、「本人以外の連絡先（機関保証）変更届」を郵送で提出してください。様式は本機構ホームページを参照してください。

なお、本機構が本人と連絡を取れない場合、電話等によって「本人以外の連絡先」に本人の住所や電話番号等を照会することがありますので、新たに「本人以外の連絡先」となる方に対しては、あらかじめ役割をよく説明して承諾を得てください。なお、「本人以外の連絡先」となる方は債務者でないため、その方に返還状況等をお知らせすることはありません。

また、すでに届け出ている方の**住所・電話番号等に変更があった場合は**、スカラネット・パーソナルで変更してください。スカラネット・パーソナルが利用できない場合は、郵送・FAXまたは電話で届け出てください。詳細は本機構ホームページを参照してください。

ただし、貸与中（まだ、在学中で奨学金の振込が終了していない）の場合は、在学している学校に申し出てください。

4. 振替用口座（リレー口座）の変更

振替用口座を変更する場合は、改めて加入手続きを行ってください。

手続きは、郵送で行う方法と金融機関の窓口で行う方法の2種類があります。申込用紙は本機構ホームページから請求または印刷してください。本機構ホームページからの請求が困難な場合は、奨学金相談センターに電話で請求するか、本機構宛に郵送・FAXで請求してください。

なお、新口座への変更は、手続き後1～2か月程度かかります。変更後は、新口座からの振替日を「振替開始のお知らせ」で通知します。新口座からの振替が開始されるまでは、旧口座からの振替になりますので解約しないでください。

【注意】

奨学生番号が2つ以上あり、同一の預・貯金者名で複数の口座や、預・貯金者名の異なる口座からの返還を希望する場合は、卒業後、奨学金相談センターまでお問い合わせください。

I 貸与終了時にやらないこと（手続き）

II 第一種奨学金（無利息）の返還

III 第二種奨学金（利息付）の返還

IV 返還中の各種届出

V 在学している場合（在学猶予）

VI 返還が困難になった場合（救済制度）

大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校の高等課程または専門課程（※）に在学している場合、在学している期間（最短の卒業・修了予定年月まで）は願い出により返還期限が猶予されます。スカラネット・パーソナルから「在学猶予願」を提出することで返還期限を猶予することができます。

返還中に願い出る場合は、在学猶予が承認されるまでは、引き続き請求・督促が行われます。□座振替請求および本人・連帯保証人・保証人への請求行為は停止できません。なお、在学猶予後は在学期間終了の翌月から数えて7か月目の27日が初回振替日（返還開始）となります。

スカラネット・パーソナルが利用できない場合は、「在学届」を在学している学校に提出してください。様式は本機構ホームページを参照してください。

※ 専修学校の専門課程または修業年限が2年以上の高等課程に在学している場合、次の分野・学科に在学中の場合が対象となります。

なお、在学猶予の対象となる分野・学科に該当するかどうかは、在学中の専修学校の奨学金担当窓口で確認してください。

[在学猶予が認められる各分野と学科]

- a 工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係もしくは商業実務関係の分野に属する学科
- b 服飾、デザイン、写真、外国語、音楽もしくは美術に関する学科

1. 入学した場合

スカラネット・パーソナルから、「在学猶予願」を速やかに提出してください。提出に際して、在学学校の学校番号を入力する必要がありますので、事前に学校の奨学金担当窓口で照会してください。

なお、入学前に第一種奨学金または第二種奨学金を予約した方は、進学届提出時に、以前貸与を受けた奨学生番号を入力することで在学猶予が承認されます。この場合は「在学猶予願」を提出する必要はありません。

- ① 大学・短期大学・専修学校の通信教育課程または放送大学の全科履修生として在学している場合は、1年ごとに「在学猶予願」または「在学届」を提出してください。
- ② 外国の大学等に留学した場合は、「在学猶予願」または「在学届」ではなく「奨学金返還期限猶予願」と「在学証明書のコピー」（日本語訳を添付）およびビザのコピーを1年ごとに提出してください。

なお、日本の大学（院）に在籍しながら外国の大学などに留学する場合は、日本の大学（院）への「在学猶予願」または「在学届」の提出により在学猶予が可能です。

- ③ 以下の場合には在学猶予の対象となりません。返還期限猶予（31頁～32頁参照）をお願いしてください。
 - ・聴講生、研究生、選科履修生、科目履修生等の場合
 - ・外国留学のうち、大学、大学院以外の語学学校等で在学期間9か月未満の学校に在籍する場合

2. 奨学金を辞退した場合

「在学猶予願」または「在学届」の提出により、卒業時（最短の卒業・修了予定年月）まで返還期限が猶予されます。

3. 留年（休学）により卒業期が延期された場合

1年ごとに「在学猶予願」または「在学届」を提出してください。

4. 早期卒業・退学等で届出の在学期間が短くなる場合

在学猶予を受ける資格がなくなりますので、スカラネット・パーソナルから「在学猶予期間短縮願」を提出してください。「在学届」で提出する場合は、在学期間短縮欄のチェックボックス（）にチェック（）し、学校に提出してください。様式は本機構ホームページを参照してください。

この手続きにより、届け出済みの在学期間が短くなります。在学猶予期間短縮後は、在学期間終了の翌月から数えて7か月目の27日が振替日（返還開始）となります。

早期卒業・退学したことを連絡せず、後日そのことが判明した場合は、遡って延滞金が賦課されることがあります。

I
貸与終了時にやらないこと（手続き）
（手続）

II
第一種奨学金（無利息）
の返還

III
第二種奨学金（利息付）
の返還

IV
返還中の各種届出

V
在学している場合（在学猶予）

VI
返還が困難になった場合（救済制度）

- 経済困難、失業、傷病、災害など返還できない事情が生じた場合、返還月額の減額または返還期限の猶予といった救済制度があります。
- 返還総額は、減額返還制度、返還期限猶予制度ともに変わりません。

1. 減額返還 (返還月額を減額すれば返還できる場合)

経済困難等の事情により当初の約束どおりの返還月額での返還は困難であるが、返還月額を減額すれば返還できる場合、当初の返還月額を 1/2 また 1/3 に減額して、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還することを願い出ることができます (1/2 に減額した場合は 6 か月分の返還月額を 12 か月で、1/3 に減額した場合は 4 か月分の返還月額を 12 か月で返還します)。

1 年ごとに願い出て、最長 15 年 (180 か月) まで適用可能です。

「奨学金減額返還願」、証明書、「チェックシート」およびマイナンバー関係書類 (様式は本機構ホームページを参照してください。) を調べて、希望月の前々月末日までに、本機構に願い出てください。

なお、返還開始より 1 年以内 (貸与終了または在学猶予終了の翌年に当年度の証明書が発行されるまで) の初回申請時に限り、証明書の提出は不要です。

- (1) 返還予定総額は変更されません。
- (2) 延滞になる前に速やかに提出してください。希望月の前々月末日までに願い出てください。
- (3) 「奨学金減額返還願」において、減額返還方法 (通常返還月額を 1/2 に減額する方法または 1/3 に減額する方法) と減額返還の適用期間 (1 回の願い出で最長 12 か月) を選択してください。
- (4) 「奨学金減額返還願」や証明書等に不備がある場合は返送します。
- (5) 減額返還の願い出には直近の証明書が必要なため、希望する月の 4 か月以上前に提出があった場合は返送となります (希望する減額返還の開始月が 10 月の場合、7 月～8 月頃提出してください)。
- (6) 審査後に結果を通知します。承認されるまでは引き続き当初の約束どおりの返還月額の請求・督促が行われます。
- (7) 経済困難の認定にあたっての収入・所得金額の基準

給与所得者	年間収入金額 (税込) 325 万円以下
給与所得以外の所得を含む場合	年間所得金額 (必要経費等控除後) 225 万円以下

ただし、上記の収入 (所得) 基準額を超える場合でも、32 頁の [控除項目] に該当し、控除後の金額が収入 (所得) 基準額以下となる場合は、減額返還を願い出ることができます (控除の条件や金額等の詳細、提出書類は本機構ホームページで確認してください)。

- (8) 証明書等については、本機構ホームページ等を参照してください。

- (9) 減額返還中でも、当初の約束どおりの返還月額での返還に戻すことができます。当初の約束どおりの返還月額での返還再開を希望する月の前月末日までに、「奨学金減額返還短縮願」（様式は本機構ホームページを参照してください。）を本機構に提出してください。
- (10) 減額返還の願い出にあたって、マイナンバーを提出する必要があります（既に本機構にマイナンバーを提出済みの方は、再度提出する必要はありません）。

【注意】

- a 2017年度以降採用者で「所得連動返還方式」の返還方法を選択している方は、当該奨学金については減額返還制度の対象になりません。
- b 延滞している場合は対象になりません。願い出時点から審査の結果が出る時点まで延滞していないことが必要です（延滞している場合、延滞を解消することにより願い出が可能になります）。
- c 返還方法は、口座振替による月賦返還に限ります。併用返還の方は、減額返還開始と同時に自動的に月賦返還となり、減額返還の終了後も月賦返還が継続します。
- d 「個人情報情報の取扱いに関する同意書」を提出していない場合は対象になりません。複数の奨学生番号を持っている方は、奨学生番号ごとに「個人情報情報の取扱いに関する同意書」の提出が必要です。
- e 減額返還適用期間中に2回続けて振替不能となった場合は、延滞発生時に遡って減額返還の適用が取り消しになり、減額返還適用前の当初割賦金を延滞額として算出した延滞金が賦課されます。

2. 返還期限猶予

経済困難等の事情により返還が困難になった場合、返還期限の猶予を願い出すことができます。

「奨学金返還期限猶予願」、証明書、「チェックシート」およびマイナンバー関係書類（様式は本機構ホームページを参照してください。）を調べて、希望月の前々月末日までに本機構に願い出てください。

- (1) 返還が困難になった場合は、速やかに提出してください。
- (2) 在学期間終了後の翌年の6月まで（12月以降に貸与終了または在学猶予が終了する場合は翌々年6月）に無職・未就職、低収入により返還期限猶予を願い出る場合は、「新卒（退学）および在学猶予切れの場合の無職・未就職、低収入」の事由となります。
- (3) 災害（災害原因が同一の場合は、災害発生から原則5年が限度になります）、傷病、生活保護受給中、産前休業・産後休業および育児休業、大学学校在学（防衛大学校等一部の大学校）、海外派遣（青年海外協力隊等）による場合、猶予年限特例（2017年度以降採用者）または所得連動返還型無利子奨学金（2012～2016年度採用者）における新卒等・経済困難による場合（33頁～34頁参照）は、当該事由が継続している間は返還期限の猶予を願い出すことができます（取得年数の制限はありません）。その他の事由については、通算10年（120か月）が限度です。
- (4) 1年ごとに願い出てください（大学学校在学、海外派遣については複数年一括の願い出が可能です）。
- (5) 返還期限猶予の願い出には直近の証明書が必要なため、希望する月の4か月以上前に提出があった場合は返送となります（希望する猶予の開始月が10月の場合、7月～8月頃提出してください）。
- (6) 審査後に結果を通知します。承認されるまでは引き続き当初の約束どおりの返還月額請求・督促が行われます。口座振替請求および本人・連帯保証人・保証人への請求行為は停止できません。
- (7) 審査の結果、承認されない場合もあります。その場合は返還していただくこととなります。
- (8) 経済困難の認定にあたっての収入・所得金額の基準

給与所得者	年間収入金額（税込）300万円以下
給与所得以外の所得を含む場合	年間所得金額（必要経費等控除後）200万円以下

ただし、上記の収入（所得）基準額を超える場合でも、32頁の〔控除項目〕に該当し、控除後の金額が収入（所得）基準額以下となる場合は、返還期限猶予を願い出すことができます（控除の条件や金額等の詳細、提出書類は本機構ホームページで確認してください）。

- (9) 「奨学金返還期限猶予願」や証明書等に不備がある場合は返送します。
- (10) 証明書等については、本機構ホームページ等を参照してください。
- (11) 返還期限の猶予期間中でも、猶予期間を短縮して返還を再開することができます。再開を希望する月の前々月末日までに「奨学金返還期限猶予短縮願」（様式は本機構ホームページを参照してください。）を本機構に提出してください。

- (12) 延滞者であっても、延滞開始年月からの猶予事由に合った証明書が提出できる場合は猶予を願い出ることが出来ます。延滞開始月からの猶予を願い出ることが出来ない場合でも、傷病、生活保護受給中等、真に返還が困難な場合は、延滞分を据え置いて返還期限猶予を適用できる場合があります。
- (13) 返還期限猶予の願い出にあたって、マイナンバーを提出する必要があります（既に本機構にマイナンバーを提出済みの方は、再度提出する必要はありません）。

減額返還、返還期限猶予における共通注意事項

〔主な返送理由〕

- a 正しい証明書が添付されていない。
- b 願出用紙に押印漏れ、〔事情〕・〔今後の返還見通し〕等の記入漏れがある。
- c 減額返還を願い出る奨学生番号（過去に貸与終了した奨学金を含む）について、「個人情報情報の取扱いに関する同意書」が提出されていない。
- d 審査の時点で延滞している（減額返還の場合）。

〔控除項目〕

- a 奨学生本人の被扶養者にかかる控除
- b 奨学生本人の被扶養者でない親への援助
- c 奨学生本人の被扶養者でない他の親族（2親等以内で配偶者・子を除く）への援助
- d 奨学生本人にかかる医療費
- e 奨学生本人の被扶養者にかかる医療費補助
- f 〔「災害」事由に限る〕住宅取得経費、自宅修理費、車・家財購入経費

「奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願」の様式、必要な証明書等は本機構ホームページで確認し、願出用紙をダウンロードして使用してください。



返還期限猶予制度は、返還が困難な状況において返還を先送りにすることができますが、将来へ返還の負担を残すことになります。

将来の負担を少しでも軽くするために、無理のない限り、当初の返還額を減額して返還する**減額返還制度**を利用することをおすすめします。

3. 猶予年限特例（2017年度以降採用者）または所得連動返還型無利子奨学金（2012～2016年度採用者）の返還期限猶予

猶予年限特例（2017年度以降採用者）または所得連動返還型無利子奨学金（2012年度～2016年度採用者）（以下、この項目において「猶予年限特例」と総称）の適用を受けた方は、一定の収入・所得を得るまでの間、返還期限の猶予を願い出すことができます。

「奨学金返還期限猶予願」、証明書、「チェックシート」およびマイナンバー関係書類（様式は本機構ホームページを参照してください。）を調べて、希望月の前々月末日までに本機構に願い出てください。

通常、経済困難等を理由とする返還期限猶予の承認期間は最長10年となっていますが、本制度においては、期間の制限はありません。

ただし、願い出事由が「経済困難」で本人が被扶養者（※）であるときは、下記の(1)～(4)のいずれかに該当する場合に限ります。該当しない場合は、2. の承認期間の制限がある通常の返還期限猶予の取り扱いとなります（31頁参照）。

返還期限猶予の願い出にあたって、マイナンバーを提出する必要があります（既に本機構にマイナンバーを提出済みの方は、再度提出する必要はありません）。

※2012年度～2016年度の採用者については、「猶予年限特例」は「所得連動返還型無利子奨学金制度」と呼ばれていました。なお、本制度は、「所得連動返還型奨学金制度（所得連動返還方式）」とは異なる制度です。

[本人が被扶養者（※）であるときの要件]

※地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者および同項第9号に規定する扶養親族をいう。

- (1) 乳幼児がいる世帯にあって、本人以外にそれらの子供を保育する方がいないとき
- (2) 介護、看護または保護を要する要介護者、療養者または障害者がいる世帯にあって、本人以外にそれらの方の介護等を行う方がいないとき
- (3) 本人が妊娠中であるとき
- (4) 本人が身体の障害またはその他やむを得ない事由により就労が制限されているとき

[猶予の承認期間]

※「新卒（退学）および在学猶予切れの場合の無職・未就職、低収入」事由の場合

在学期間終了後の翌年の6月まで（12月以降に貸与終了または在学猶予が終了する場合は翌々年6月）に無職・未就職、低収入により返還期限猶予を願い出る場合は、「新卒（退学）および在学猶予切れの場合の無職・未就職、低収入」の事由となります。一回の申請で承認できる期間は申請の時期および証明書により異なります。詳細は本機構ホームページを確認してください。

I 貸与終了時にやらなければならないこと（手続き）

II 第一種奨学金（無利息）の返還

III 第二種奨学金（利息付）の返還

IV 返還中の各種届出

V 在学している場合（在学猶予）

VI 返還が困難になった場合（救済制度）

猶予年限特例または所得連動返還型無利子奨学金のポイント

- a 本制度は学ぶ意欲と能力がありながら経済的理由により学業を断念することのないよう、家計状況の厳しい世帯の学生・生徒を対象として、無利子奨学金（第一種奨学金）の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入を得るまでの間は願い出により返還期限を猶予することで、将来の返還の不安を軽減し、安心して修学できるようにすることを目的とした制度です。
- b 本制度の対象者は、貸与を開始する際に渡した「奨学生証」および「貸与奨学金返還確認票」の右上に〔猶予年限特例〕または〔所得連動返還型無利子奨学金〕と印字されています。
- c 本制度の対象者は、卒業後に一定の収入を得るまでの間は返還期限を猶予することができますが、収入に関する証明書類を添えて機構に返還期限の猶予を願い出ることが必要です。貸与終了後に自動的に返還期限の猶予を受けられるものではありません。なお、猶予期間終了後、返還が開始（再開）されます。
- d 通常、経済困難等を理由とする返還期限猶予の承認期間は最長10年となっていますが、本制度においては、期間の制限はありません。
- e 本制度は返還が免除されるものではありません。
- f 本制度は、「所得連動返還型奨学金制度（所得連動返還方式）」とは異なる制度です。

次の場合、願い出により返還を免除することがあります。詳しくは奨学金相談センター（裏表紙参照）にお問い合わせください。

- 奨学生本人が亡くなった場合
- 奨学生本人が精神または身体の障害により返還できなくなった場合
- 大学院において第一種奨学金の貸与を受けた方で、在学中に特に優れた業績を挙げた方

1. 死亡による免除

死亡により返還ができなくなったとき、下記の書類を提出してください。

- (1) 「貸与奨学金返還免除願」（相続人、連帯保証人の連署。機関保証制度加入者は相続人のみ）
- (2) 本人死亡の事実が記載された戸籍抄本、個人事項証明書または住民票等の公的証明書（個人番号（マイナンバー）を本機構へ提出している方は不要）

2. 精神または身体の障害による免除

精神または身体の障害により労働能力を喪失または労働能力に高度の制限を有し、返還ができなくなったとき、下記の書類を提出してください。

- (1) 「貸与奨学金返還免除願」（本人、連帯保証人の連署。機関保証制度加入者は本人のみ）
- (2) 返還することができなくなった事情を証明する書類（収入に関する証明書類。収入が一定額以上の場合、証明書類に加え、返還できない状況であることを証明する書類）
- (3) 医師または歯科医師の診断書（本機構所定の用紙）

【注意】

上記 1. 2. とともに延滞している場合は返還免除の対象になりません（1. は死亡時点、2. は審査の結果が出る時点まで延滞していないことが必要です）。

3. 大学院第一種奨学金の特に優れた業績による返還免除（2004年度以降の採用者）

(1) 特に優れた業績による返還免除とは

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、貸与期間中に特に優れた業績を挙げた者として本機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部（半額）の返還が免除される制度です。返還免除の認定は、大学長が学内選考委員会の審議（外国の大学院で貸与を受けた「海外大学院学位取得型」の学生においては、本機構に設置される委員会

の審議)に基づき推薦する者について、その専攻分野に関する論文その他の文部科学省令で定める業績を総合的に評価することにより行われます。

また、大学院博士課程に進学し第一種奨学金の貸与を受ける学生においては、奨学生採用時に返還免除の内定者となることができる制度があります(「海外大学院学位取得型」および「海外協定派遣」は対象外)。なお、返還免除の内定者は、内定の取消しが無い限り、貸与期間終了時に返還免除の申請をする必要があります。

(2) 貸与期間終了時における具体的な評価項目

学問分野での顕著な成果や発明・発見のほか、専攻分野に関する文化・芸術・スポーツにおけるめざましい活躍、ボランティア等での顕著な社会貢献など、学内および専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績について、各大学院において、課程の趣旨・目的や学生の専攻分野に係る教育研究の特性に配慮し、本機構の貸与奨学規程に基づき具体的な評価項目を設定します。

(3) 返還免除を申請する前に

返還誓約書の提出および口座振替(リレー口座)加入申込書の手続きは必ず行ってください。上記の手続きが確認できない場合、申請を受け付けません。

(4) 貸与期間終了時における返還免除の申請と認定

本機構から各大学に対して、特に優れた業績による返還免除候補者の推薦依頼を毎年12月にいたします。各大学は、この推薦依頼を受けて、独自に申請期間を設定します。

具体的な申請手続き・申請期間については、各大学へお問い合わせください。

※本制度の申請は、奨学金の貸与が終了した月が属する年度に行う必要があります。大学院を修了した年度とは限りません。機会を逸すると申請できませんのでご注意ください。

① 大学の指示に従って「業績優秀者返還免除申請書」(所定の様式)等を大学に提出してください。

海外大学院学位取得型の方は、国内連絡先へ送付される募集要項等を確認し、申請に必要な書類を全て揃えたうえで直接返還免除課へ簡易書留等により郵送してください。

② 返還免除者の認定は、翌年度の5月下旬に行い、認定後、6月下旬までに各大学および推薦された各奨学生に通知します。

海外大学院学位取得型の方は、国内連絡先に通知します。

③ 認定結果について、個々の照会に応じることはできませんので、大学に確認してください。

(5) 一部免除の認定を受けた場合および認定されなかった場合(全額免除の認定を受け、他の奨学金の返還がある場合を含む)の返還

上記(3)により手続きをしている口座から返還となります。

一部免除の場合は、借用金額から免除額を差し引いた金額(借用金額の半額)で返還が開始されます。返還期間が半分に短縮され初回返還月額が調整されますが、以降の返還月額は変わりません。

(6) 特に優れた業績による返還免除申請中の繰上返還

「特に優れた業績による返還免除」を申請している場合は、認定結果が判明する前に全額繰上返還、または一部繰上返還の申込みをしないようにしてください。

(7) 特に優れた業績による返還免除申請中の猶予

① 貸与期間が終了した月以降も引き続き在学する場合

在学届 (27頁～28頁「V 在学している場合(在学猶予)」を参照)を提出してください。

なお、在学猶予後は在学期間終了の翌月から数えて7か月目の27日が初回振替日(返還開始)となります。

② 修了・退学により、返還免除を申請する年度の途中で在学期間が終了する場合

返還免除を申請する年度の途中(3月以外)で在学が終了する方(修了・退学)については、返還免除の認定結果が出る前に、返還期日が到来する場合があります。これを避けるため、手続きにより、返還免除を申請する奨学金について、貸与期間が終了した月の翌年度の9月末まで、返還期限の猶予が受けられます(返還免除を申請する奨学金以外は対象外です)。

特に、返還免除を申請する年度の12月以前に在学期間が終了する場合、「奨学金返還期限猶予願」(様式は機構ホームページ参照)の事由欄の「その他()」に「優れた業績免除申請中」と記入し、「業績優秀者返還免除申請書の写し」等と併せて大学へ必ず提出してください。ただし、貸与期間の終了月の関係で「業績優秀者返還免除申請書の写し」が添付できない場合、「奨学金返還期限猶予願」のみ大学へ提出してください(大学が返還免除申請予定であることの事情書を作成します)。

なお、海外大学院学位取得型の方は、「奨学金返還期限猶予願」を直接返還免除課へ簡易書留等により郵送してください。

(8) 機関保証制度を選択した場合の保証料

機関保証制度を利用されている人へ保証料を返還する時期は、全額免除と一部免除(半額免除)では異なります。

全額免除の認定を受けた場合、特に優れた業績による返還免除の認定通知を受領した時から約2か月後に返還します。

一部免除の認定を受けた場合、残額を返還し終わって返還完了通知を受領した時から約2か月後に返還します。

いずれの場合も、機関保証業務実施機関である公益財団法人日本国際教育支援協会から、振替用口座(リレー口座)へ振り込む予定です。

※海外大学院学位取得型以外の方は、特に優れた業績による返還免除について、詳しくは学校にお問い合わせください。

1. 人的保証の場合

(1) 延滞金の賦課

約束の返還期日を過ぎると、延滞している返還月額（第二種奨学金については利息を除く、元金のみ）に対し、年（365日あたり）5%の割合で、返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が賦課されます。

(2) 督促

奨学金の返還を延滞した場合、本機構または本機構が委託した債権回収会社等から以下の措置がとられます。

① 文書

本人または預貯金者宛に「振替不能通知」を送付します。人的保証の場合は、連帯保証人や保証人宛にも「督促状」を送付します。住所等に変更があれば速やかに届け出てください。

② 電話

本人、連帯保証人、保証人に対して、通知と同時に電話でも督促を行います。

ただし、電話対応いただいた方が本人・連帯保証人・保証人であることの確認が出来るまでは、個人情報保護の観点から、連絡の目的等をご説明できない場合があります。

③ 連帯保証人・保証人への請求

本人からの返還がない場合には、連帯保証人や保証人へ請求・督促を行います。

連帯保証人…奨学金の返還について本人と同等の責任を負い、本人が返還しないときは、その全額について返還しなければなりません。

保証人…本人および連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それに代わって返還しなければなりません。が、「分別の利益」（申し出により、保証人の返還すべき金額が請求額の2分の1に減額されること）のほか、「検索の抗弁権」や「催告の抗弁権」が認められています。

④ 自宅への訪問

自宅へ訪問し、督促や返還期限猶予制度等の案内を行います。

※その場で直接現金を徴収することはありません。

(3) 個人情報情報機関への登録（41頁参照）

① 返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上になった場合、個人情報情報機関（全国銀行個人情報センター）に個人情報を登録する対象となります。

登録される内容は、個人情報として氏名・住所・生年月日・電話番号・勤務先等、契約情報として貸与額・最終返還期日等です。その他に「延滞」・「強制回収手続」・「完了」等の情報も登録されます。

- ② 個人信用情報機関に一度登録されると、返還状況は毎月更新され、延滞を解消すると延滞が解消されたという情報として更新されます。

登録された情報は返還完了から5年後に削除されます。



(4) 法的処理 (43 頁参照)

延滞が続くと、次のような民事訴訟法に基づく法的措置 (②~④) を執ります。

- ① 支払督促申立予告

延滞し、督促しても返還しない場合は、返還期限が到来していない分を含め、返還未済額の全部、利息および延滞金の一括返還を請求すると共に、支払督促を申し立てることを予告をします。
- ② 支払督促申立

支払督促申立予告で支払いを求めた返還期限を過ぎてもなお返還しない場合は、裁判所に支払督促の申立をします。
- ③ 仮執行宣言付支払督促申立

支払督促の申立をしてもなお返還しない場合は、裁判所に仮執行宣言付支払督促の申立をします。
- ④ 強制執行

仮執行宣言付支払督促の申立をしてもなお返還しない場合は、強制執行の手続きを執ります。

【注意】

- a 支払督促以降の手続きにかかった費用は、返還者の負担になります。
- b 返還金の充当順位は、督促費用があるときは、まず督促費用に充当し、次に延滞金、利息 (第二種奨学金のみ)、最後に元金の順になります。

2. 機関保証の場合

(1) 延滞金の賦課

約束の返還期日を過ぎると、延滞している返還月額 (第二種奨学金については利息を除く、元金のみ) に対し、年 (365 日あたり) 5% の割合で、返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が賦課されます。

(2) 督促

奨学金の返還を延滞した場合、本機構から返還の督促を行います。

(3) 個人信用情報機関への登録（41 頁参照）

- ① 返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上になった場合、個人信用情報機関（全国銀行個人信用情報センター）に個人情報を登録する対象となります。
登録される内容は、個人情報として氏名・住所・生年月日・電話番号・勤務先等、契約情報として貸与額・最終返還期日等です。その他に「延滞」・「強制回収手続」・「完了」等の情報も登録されます。
- ② 個人信用情報機関に一度登録されると、返還状況は毎月更新され、延滞を解消すると延滞が解消されたという情報として更新されます。

(4) 代位弁済の請求と実行

- ① 延滞が続いた場合、本機構は保証機関に対し、奨学金の返還残額（元金、利息（第二種奨学金のみ）、延滞金の合計額）を請求します。〔代位弁済請求〕
- ② 保証機関が①の奨学金の返還残額を本機構に支払います。〔代位弁済〕
また、返還者の個人情報（代位弁済の情報）が個人信用情報機関に登録されます。
- ③ 保証機関が返還者に対し、本機構に支払った額（代位弁済額）を一括請求します。〔求償権の行使〕
- ④ 返還者は保証機関に対し、代位弁済額を返済しなければなりません。また、代位弁済額の返済が滞ったときは、年10%の遅延損害金が加算されます。返済に応じない場合、保証機関によって法的措置（財産、給与の差し押さえ等）が執られます。
- ⑤ 保証機関に代位弁済額を完済した場合、保証機関は代位弁済後の完済情報を本機構に提供します（代位弁済実行後5年以内）。
- ⑥ 本機構からの提供により返還者の個人情報（代位弁済後完済情報）が個人信用情報機関に登録されます（代位弁済実行後5年以内）。

(5) 保証料の返戻

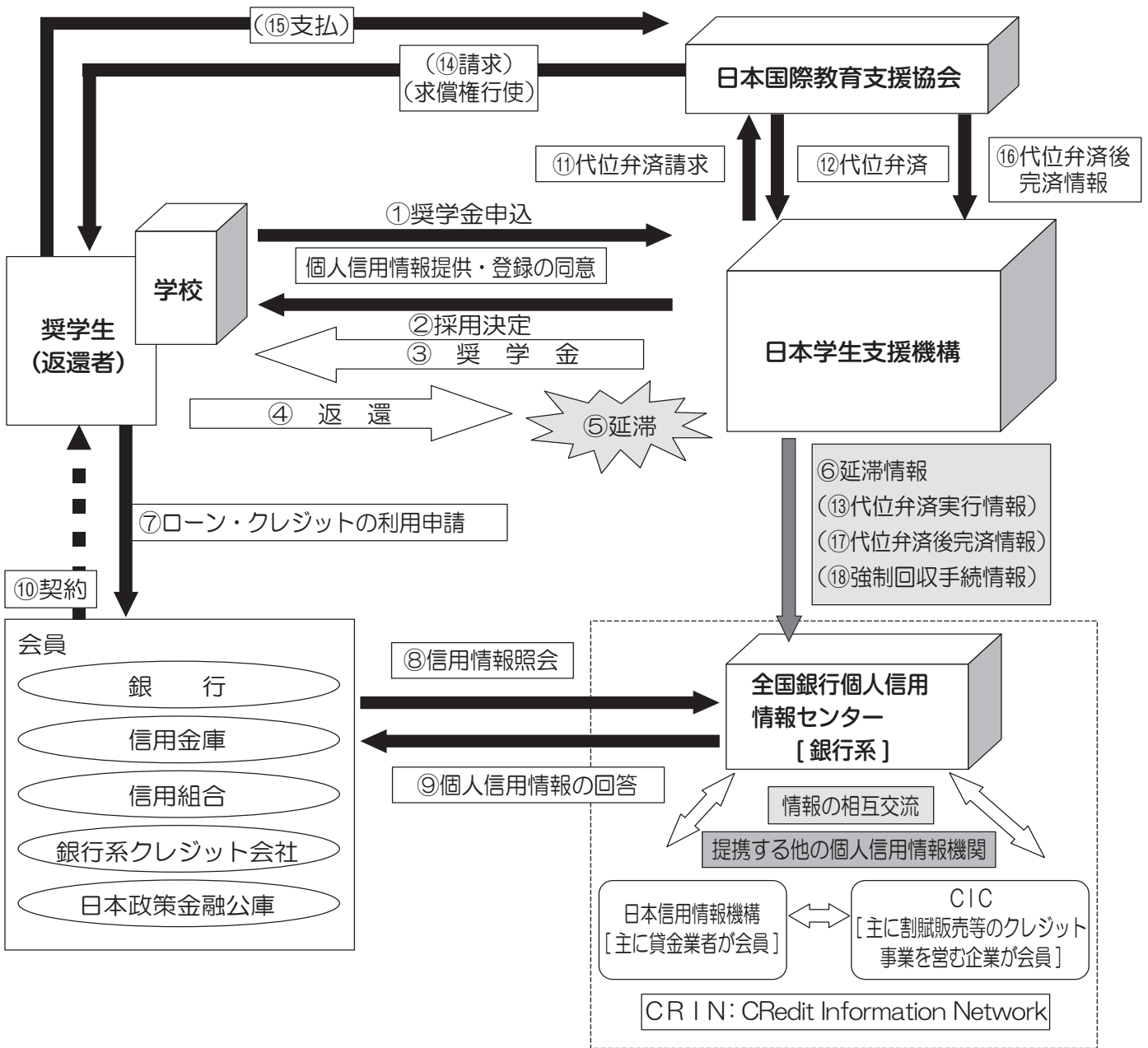
次の①から③のいずれかに該当する場合は、返還者が支払った保証料の一部を保証機関からお返しする場合があります。

- ① 全額繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- ② 一部繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- ③ 本機構の返還免除の適用を受け、返還が完了したとき。

お返しする保証料の振込先は、原則として奨学金振込口座または振替用口座（リレー口座）となります。

ただし、死亡による返還免除の場合は、本機構に「奨学金返還免除願」を申請した方の届けた口座になります。

個人信用情報機関への登録の流れ



VII 返還の免除

VIII 返還が滞った場合

IX その他

X 各種願出用紙

機構からの情報提供について

用語集

個人信用情報機関への登録の流れ（41 頁参照）

(1) 申込～採用決定、振込

- ①奨学金申込（個人信用情報機関（含む提携個人信用情報機関）への情報提供についての同意が必須となる）
- ②採用決定
- ③奨学金の振込み

(2) 返還開始～延滞発生

- ④返還開始
- ⑤延滞発生
- ⑥個人信用情報機関への延滞情報の登録（返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上）

(3) 会員による個人信用情報の利用

- ⑦クレジットカードの利用申請
- ⑧会員からの信用情報照会
- ⑨個人信用情報機関からの信用情報の回答
- ⑩会員による契約の判断

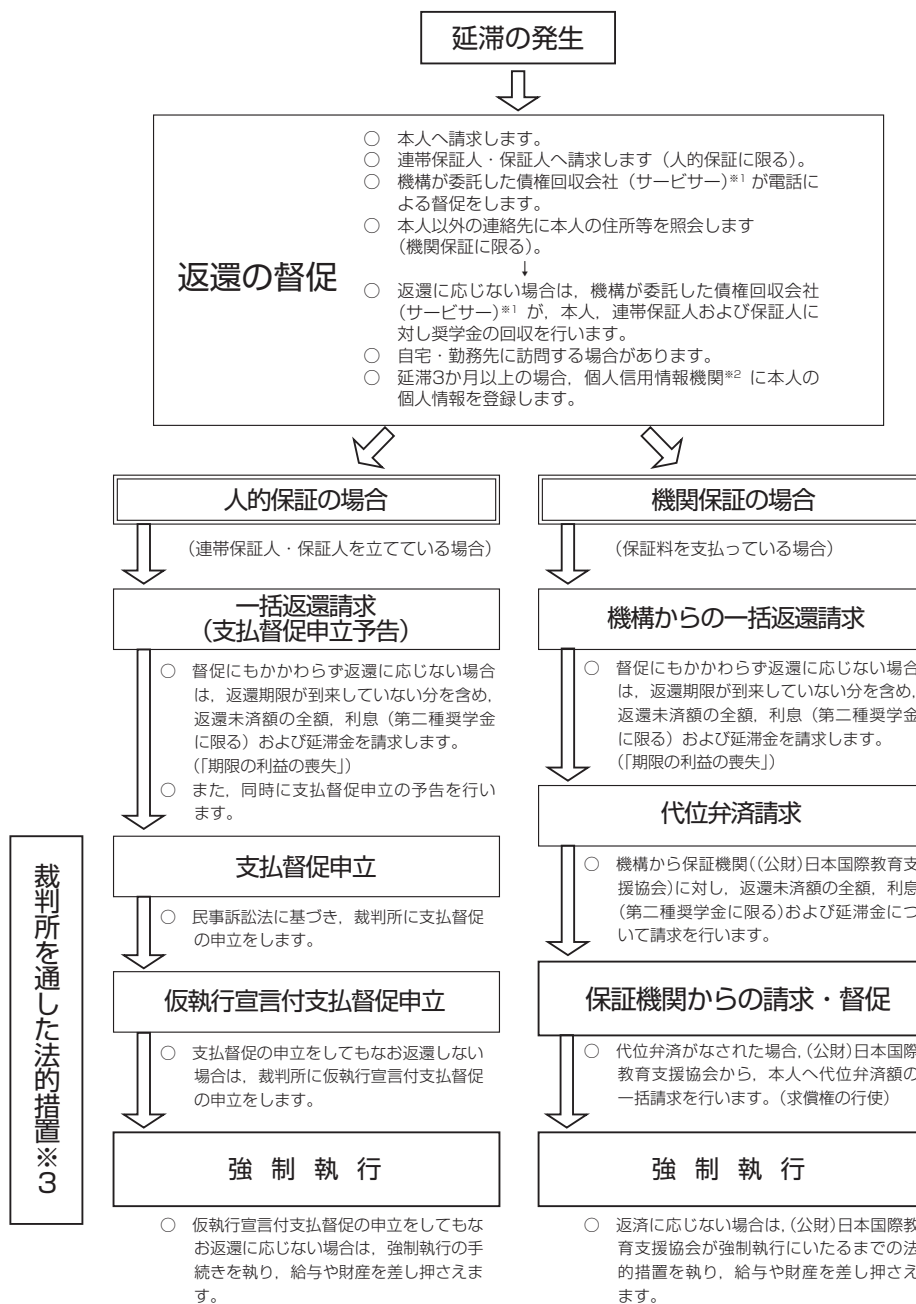
(4) 機関保証制度加入者の例（代位弁済請求～代位弁済後完済）

- ⑪代位弁済請求
- ⑫代位弁済
- ⑬個人信用情報機関への代位弁済実行情報の登録
- ⑭日本国際教育支援協会から返還者への請求
- ⑮返還者から日本国際教育支援協会への支払い
- ⑯完済の場合に代位弁済後完済情報を日本学生支援機構へ提供（代位弁済実行後5年以内）
- ⑰日本学生支援機構から代位弁済後完済情報を個人信用情報機関へ登録（代位弁済実行後5年以内）

(5) 人的保証制度加入者の例

- ⑱強制回収手続情報の登録

奨学金の返還を延滞した場合



※1 債権回収会社とは「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づいて法務大臣から債権管理回収業の許可を受けた、債権の管理回収を専門とする株式会社のことをいい、通称「サービサー」と呼ばれるものです。

※2 個人情報機関とは、会員（銀行等）から消費者の個人情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況等個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

※3 支払督促以降に生じた費用は、本人の負担になります。

1. 繰上返還

全額または一部繰り上げて返還を希望する場合、スカラネット・パーソナルから申し込んでください。

一部繰上返還をした場合は、繰り上げた分の返還期間が短縮されます。翌月からの返還は通常どおりとなります。

なお、第二種奨学金については、繰上返還をした場合、その繰上にあたる期間の利息はかかりません。ただし、繰上返還をしても据置期間利息（20頁参照）はかかります。

<スカラネット・パーソナルからの申込方法>

申込先	申込期限	繰上返還の明細
スカラネット・パーソナル https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/	繰上返還を希望する月の前月中旬～当月中旬 ※申込期間の詳細は、ホームページで確認してください。	スカラネット・パーソナルの画面上で確認してください。

※スカラネット・パーソナルが利用できない場合は、郵送・FAX または電話で申し込んでください。
詳細は本機構のホームページを参照してください。

【繰上返還における注意事項】

- 併用返還の方が一部繰上返還をする場合、月賦返還部分のみ一部繰上返還となり、半年賦返還部分については一部繰上返還とならない場合があります。
- 本人・連帯保証人・保証人以外の方から繰上返還を申し込むことはできません。
- 据置期間中の一部繰上返還後の据置期間利息については、残元金に対して残りの据置期間分の利息を再計算し、全返還月額に均等に分割します。
- スカラネットパーソナルによる申込みは、返還口座の登録が必要です。
- スカラネット・パーソナルでの申し込みをした方で、繰上返還の振替（引き落とし）希望月の前月の振替ができなかった場合は、繰上返還の申し込みは取り消されます。
(注) 繰上返還申込の処理状況については、随時スカラネット・パーソナル画面から確認してください。

2. 返還期間（回数）の変更

返還中の奨学金（奨学生番号）が2つ以上ある方は、それぞれの貸与総額に応じた返還期間（回数）で返還となりますが、その合計金額を「奨学金返還年数算出表」（15頁参照）の割賦金の基礎額で割って得た年数で返還することができます。

返還期間の変更を希望する場合は、口座に加入後、変更を希望する月の2か月前までに申し出てください。ただし、延滞している場合は認められません。

なお、第二種奨学金は返還期間の変更により、変更前と比べ利息総額が増えることがあります。

[例] 大学で第一種奨学金 2,160,000 円、大学院（修士課程）で第二種奨学金 1,200,000 円を借用した場合
 大学 2,160,000 円 ÷ 150,000 円 = 14.4 14年(168回) (2,160,000 円 + 1,200,000 円) ÷ 170,000 円 = 19.8
 大学院 1,200,000 円 ÷ 100,000 円 = 12 12年(144回) → 19年(228回) となります。

3. 返還金の充当順位

(1) 第一種奨学金の場合

督促費用があるときは、まずは督促費用に充当し、次に延滞金、最後に元金の順に充当します。

(2) 第二種奨学金の場合

督促費用があるときは、まずは督促費用に充当し、次に延滞金、利息、最後に元金の順に充当します。

4. 振替案内

原則として、毎年1回、返還残額（第二種奨学金の場合は残元金、約定残利息）と次回振替額等を記した「振替案内」を、本機構に登録された住所に送付します。

5. 返還完了のお知らせ

返還が完了したときは「返還完了証」を本人宛に送付します。

6. 外国に在留している期間の返還

外国に在留している期間の返還についても口座振替（リレー口座）で行います。外国に転居する前に住所変更の手続き（国内の連絡先を指定）をし、本機構が指定する日本国内の取扱金融機関（13頁参照）で口座振替（リレー口座）の加入手続きをして、振替ができるようにしておいてください。返還中、定期的に口座の残高を確認し、残高不足にならないようにしてください。

これらの方法がどうしてもとれない場合は、本機構指定の口座（次頁（2）参照）に送金してください。

ただし、外国からの送金は、手続きが複雑なうえ送金手数料（本人負担）も必要であり、本機構の口座へ入金されるまでには口座振替の場合より多くの日数がかかりますので注意してください。

(1) 外国送金の留意点

- ① 送金手数料、関係する銀行手数料等はすべて本人の負担となります。送金額に日本国内で要する手数料を加算し、送金してください。
- ② 振込等に際しては、住所・氏名の他に奨学生番号（カタカナの記号はローマ字で）を参照記号（reference）として、通信欄（message）に必ず記入してください。奨学生番号と氏名が確認できないと、送金されても返還金として入金処理ができません。
- ③ 通貨は〈円建送金〉と指定してください。〈円〉以外の通貨では、為替レートの変動により過不足が生じることがありますので、注意してください。
- ④ 入金年月日は、送金日ではなく本機構の口座に入金された日付となります。

(2) 外国から送金する場合の金融機関

- ① 銀行の振込送金（この方法が最も確実です）

下記の口座は、外国送金受入れ口座です。日本国内からの送金はしないでください。

受取人名	預金種目	振込先銀行（口座番号）
JAPAN STUDENT SERVICES ORGANIZATION 10-7 ICHIGAYAHONMURA-CHO SHINJUKU-KU TOKYO JAPAN ※送金時の受取人名は上記のとおり記入してください。	普通預金	三菱UFJ銀行 本店 (7640389) (MUFG Bank, Ltd.) Swift Code : BOTK JPJT 〒 100-8388 東京都千代田区丸の内 2-7-1 TEL : 03-3240-1111 三井住友銀行 東京公務部 (0126843) (Sumitomo Mitsui Banking Corporation) Swift Code : SMBC JPJT 〒 105-0001 東京都港区虎ノ門 1-6-12 TEL : 03-3591-2021

- ② 国際郵便為替による送金（取り扱わない国もあります）

現地の郵便局で下記の宛先の国際郵便為替を作成し、奨学生番号を通信欄または氏名欄に記入して送金してください（円建送金ができない国もあります）。

所在地	〒 162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 (10-7 ICHIGAYAHONMURA-CHO SHINJUKU-KU TOKYO JAPAN)
名称	日本学生支援機構（JAPAN STUDENT SERVICES ORGANIZATION）

各種願・届・文書の提出先

返還に関する諸用紙	提出先
転居・改氏名・勤務先（変更）届 線上返還申込書	独立行政法人日本学生支援機構 奨学事業支援部 基盤業務課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 <FAX> 03-6743-6683 ※スカラネット・パーソナルにて手続き可。
連帯保証人変更届 保証人変更届 本人以外の連絡先（機関保証）変更届 返還保証書 在学期間短縮届 <学校を通じて提出できない場合>	独立行政法人日本学生支援機構 奨学事業支援部 基盤業務課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 <FAX> 不可
奨学金返還期間変更願	独立行政法人日本学生支援機構 返還部 返還促進課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 <FAX> 不可
在学届 在学届（在学期間短縮） <学校を通じて提出する場合>	在学している学校に提出して、学校の指示に従ってください。 ※スカラネット・パーソナルにて手続き可。
奨学金減額返還願 奨学金返還期限猶予願 奨学金減額返還短縮願 奨学金返還期限猶予短縮願	〒119-0385 独立行政法人日本学生支援機構 猶予減額受付窓口 （上記提出先は2021年3月31日まで。2021年4月1日以降の提出先は本機構ホームページ（下記参照）で確認してください。） <FAX> 不可
返還に関するその他の書類	独立行政法人日本学生支援機構 返還部 返還促進課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 <FAX> 03-6743-6676
免除に関する諸用紙	提出先・請求先
・死亡または精神もしくは身体の障害による返還免除について ・特別免除制度による免除について	独立行政法人日本学生支援機構 貸与・給付部 返還免除課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 <FAX> 不可
口座加入・変更に関する用紙	提出先・請求先
口座振替（リレー口座）加入申込書	【窓口用：提出先】 各金融機関 【郵送用：提出先】 口座振替担当窓口（詳細はホームページ参照） 【請求先】 本機構ホームページ（下記参照）から請求してください。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/furikae/kozahenko.html ※ホームページ以外からの請求先 <電話> 0570-666-301 奨学金相談センター <郵送> 独立行政法人日本学生支援機構 返還部 返還促進課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 <FAX> 03-6743-6676 返還促進課

様式は本機構 HP に掲載していますので、願出の際には最新の様式を確認のうえ利用してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/index.html>

返還中の願出・届出

検索

機構からの情報提供について

機構のホームページから、随時情報提供をしています。ぜひご利用ください。

1. スカラネット・パーソナル

スカラネット・パーソナル（以下「スカラネット PS」という）とは、あなたの奨学金に関する情報の閲覧や各種届出等の手続きを行うことができる機構の情報システムです。

スカラネット PS のご利用には、ユーザ ID、パスワード、奨学生番号が必要です。

○ アドレス <https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/> ○ QR コード



(1) スカラネット PS を活用すると

- ① あなた自身の奨学金情報（毎月の金額や口座情報等）を確認することができます。
- ② 転居・改姓・勤務先（変更）届の提出ができます。
- ③ 在学猶予願・在学猶予期間短縮願の提出ができます。
- ④ 繰上返還の申込ができます。
- ⑤ 各種証明書の発行依頼ができます。
- ⑥ 奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願の作成・印刷ができます。

(2) スカラネット PS の利用可能時間

- ① 奨学金貸与・返還情報の閲覧……24 時間可能
- ② 各種届出、願出用紙の作成等……午前 8 時～翌日午前 1 時

2. 日本学生支援機構（JASSO）のホームページ

トップページ・「奨学金」関係のページにおいて、随時様々な情報を提供しています。奨学金に関するお問い合わせには、まずホームページをご覧ください。

○ アドレス <https://www.jasso.go.jp/> ○ QR コード



寄附金募集のご案内

日本学生支援機構では、皆様から寄せられた学生支援寄附金を JASSO 支援金および優秀学生顕彰として次代の社会を担う学生を支援するための事業に活用させていただいております。

本機構の理念や事業内容をご理解いただき、ぜひご協力をお願いします。

- ◆ 本機構への寄附金は、「特定公益増進法人」への寄附として、税制上の優遇措置が認められています。
- ◆ 寄附金についての詳細は、本機構のホームページをご覧ください。

学生支援寄附金 JASSO

検索

https://www.jasso.go.jp/about/kihukin/shien_kifu.html

政策企画部 広報課 寄附金担当

用 語 集

用 語	説 明
【 あ 行 】	
一部（全額）免除 ＜いちぶ(ぜんがく)めんじょ＞	返還者本人が死亡または心身障害の状態となり、仕事をすることができなくなったために、奨学金を返還することが出来なくなったと認められるとき、願い出によって、それ以降に返還が必要となる金額のうち一部（または全額）の返還を免除すること。 また、特に優れた業績による返還免除の制度（大学院第一種奨学生）により、貸与総額の一部（または半額）の返還を免除すること。
延滞 ＜えんたい＞	定められた返還期日までに返還が行われないこと。
【 か 行 】	
割賦 ＜かっぷ＞	代金を何回かに分けて払うこと。 月ごとの割賦金を「月賦くげっぷ＞」、半年ごとの割賦金を「半年賦くはんねんぷ＞」といい、それらを併用することを「月賦・半年賦併用くげっぷ・はんねんぷへいよう＞」という。
元利均等計算 ＜がなりきんとうけいさん＞	元本に利息を加えた金額（元利）を、定められた期日の中で均等に支払うように計算すること。 奨学金の返還においては、第二種奨学金について、貸与総額と利息を合計し、毎回の返還額が均等となるようにしていることを指す。
機関保証制度 ＜きかんほしょうせいど＞	一定の保証料を支払うことにより、保証機関に連帯保証を引き受けてもらう制度のこと。
繰上返還 ＜くりあげへんかん＞	将来返還する金額を先に（繰上げて）返還すること。
減額返還制度 ＜げんがくへんかんせいど＞	返還月額を一定期間減額する制度。減額された期間に応じた分の返還期間が延長される。
個人情報 ＜こじんしんようじょうほう＞	個人のクレジット・ローン等の契約内容、支払状況等の取引事実にかかわる情報のこと。 本機構においては、奨学生の多重債務化を防止すること等を目的に、返還を開始してから6か月を経過した後、延滞が3か月以上となった場合、個人情報機関（個人情報センター）に延滞者の個人情報を登録する対象となる。
【 さ 行 】	
在学猶予 ＜ざいがくゆうよ＞	奨学金の貸与終了後も、返還者が学校（在学猶予対象校）に引き続き在学している場合、所定の手続を行うことで適用される返還期限猶予のこと。 猶予期間中は無利息（第二種奨学金の場合）となる。
債権 ＜さいけん＞	貸した者（債権者）が借りた者（債務者）に対して返還を要求する権利のこと。
債権回収会社 ＜さいけんかいしゅうがいしゃ＞	債権回収（貸したお金を返してもらえよう債務者に働きかけること）を専門に行う民間の会社のこと。
充当 ＜じゅうとう＞	同一の債権者が2つ以上の債権を負担している場合で、債権者の弁済が全ての債務を消滅させるに十分でないとき、どの債務の弁済にあてるかを定めること。
奨学生番号 ＜しょうがくせいばんごう＞	奨学生に付与されている固有の番号のこと。 貸与された奨学金の債権ごとに1つの番号が付与される。
人的保証制度 ＜じんてきほしょうせいど＞	奨学金の貸与を受けるにあたって必要となる保証を、一定の条件にかなった連帯保証人及び保証人に引き受けてもらう制度のこと。
据置期間 ＜すえおききかん＞	貸与終了（または在学猶予終了）の翌月から6か月間の、返還を据え置いている期間。利息（据置期間利息）は発生する。
据置期間利息 ＜すえおききかんりそく＞	有利子の奨学金（第二種奨学金）において、貸与終了から初回の返還期日まで（据置期間）の間に賦課される利息のこと。
スカラネット・パーソナル	インターネットを利用して、返還中の奨学金に関する情報の閲覧や、返還中の各種届出や繰上返還の申出等ができる情報システムのこと。

【 た 行 】	
第一種奨学金 〈だいいっしゅしょうがくきん〉	利息の付かない奨学金のこと。
代位弁済 〈だいいべんさい〉	債務者以外の第三者等が債権者に対して、債務者の代わりに債務の支払を行うこと。機関保証を選択している返還者が返還を行わなかった場合、保証機関が返還者に代わって返還を行うことを指す。代位弁済が行われた場合、返還者の債務が消滅するわけではなく、保証機関から返還者に対し、弁済額の一括請求を行うことになる。
第二種奨学金 〈だいにしゅしょうがくきん〉	利息の付く奨学金のこと。
督促 〈とくそく〉	約束の履行等を促すこと。奨学金の返還においては、延滞が続いているにも関わらず、返還または猶予等の手続が行われない場合、奨学生本人、連帯保証人及び保証人に対し、返還に協力いただくよう電話や通知により督促を行うことがある。
督促状 〈とくれいじょう〉	延滞が長期にわたる場合に、連帯保証人、保証人に対して、本人へ奨学金の返還を督促するように依頼する通知文書のこと。
【 な 行 】	
入学時特別増額貸与奨学金 〈にゅうがくじとくべつぞうがくたいよししょうがくきん〉	入学した月の分の奨学金の月額に一時金として増額して貸与する利息付の奨学金のこと。
【 は 行 】	
被扶養者 〈ひふようしゃ〉	独立して生計を営まない者として、他者の援助（扶養）を受けている者のこと。
返還期限猶予 〈へんかんきげんゆうよ〉	奨学金の返還が困難な場合に、返還の期限を先送り（猶予）すること。猶予の種類には在学猶予と一般猶予（疾病、失業等の理由）があり、猶予期間中は利息が付かない。
返還期日 〈へんかんきじつ〉	奨学金の返還をする毎月の期日のこと。
返還期間（回数） 〈へんかんきかん（かいすう）〉	返還をする期間及び回数のこと。
保証人 〈ほしょうにん〉	本人や連帯保証人が返還できなくなった場合、本人に代わって返還する人のこと。（原則として4親等以内の親族で本人及び連帯保証人と別生計の人）
保証料 〈ほしょうりょう〉	機関保証制度を選択した奨学生が奨学金債務の連帯保証を保証機関に委託するにあたり、保証機関に対して支払う料金のこと。保証料については、原則として毎月の貸与額から差引かれている。
【 や 行 】	
猶予年限特例 〈ゆうよねんげんとくれい〉	家計状況の厳しい世帯の学生・生徒が無利子奨学金（第一種奨学金）の貸与を受けた場合、本人が卒業後に一定の収入を得るまでの間は、願い出により、特例として年限（猶予を受けることができる期間）の制限なく返還期限猶予を受けることができる制度。
【 ら 行 】	
利息 〈りそく〉	第二種奨学金の返還に際して、返還金額等に応じて一定の割合（利率）で加わる金額のこと。
利率固定方式 〈りりつこていほうしき〉	奨学金の貸与終了後に利率を決定し、返還完了までその利率により利息を算出する方式のこと。
利率見直し方式 〈りりつみなおしほうしき〉	奨学金の貸与終了後に決定された利率を、およそ5年ごとに見直しながら利息を算出する方式のこと。利率は、市場金利の上下と連動して上下する。
連帯保証人 〈れんたいほしょうにん〉	保証人のうち、借りた本人と連帯して債務を負担する人のこと。（原則として保護者、父母、または兄弟姉妹）

返還誓約書本人控または貸与奨学金返還確認票貼り付け欄（二つ折り、のりづけ）

電話による相談・届出先

日本学生支援機構 奨学金相談センター



0570-666-301 (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日～金曜日9時00分～20時00分 (祝日・年末年始を除く)

- ※返還誓約書についてのご質問（保証人に関する照会等）は、在学する学校へお問い合わせください。
- ※海外からの電話、一部携帯電話、一部 IP 電話は、専用ダイヤル：03-6743-6100 をご利用ください。
- ※個人情報保護に関する取扱いに基づき、本人確認をさせていただきます。
- ※お問い合わせの際には、奨学生番号が必要です。
- ※奨学生本人（または連帯保証人・保証人）からお問い合わせください
(これら以外の方からのお問い合わせにはお答えできない場合があります)。

	変更・願出項目	必要手続	提出方法
本人	引っ越しました	転居届 → 23 頁	スカラネット・パーソナル 郵便 FAX 電話
	電話番号（自宅・携帯等）が変わりました	転居届 → 23 頁	
	氏名が変わりました	改氏名届 → 23 頁	
	就職しました／勤務先が変わりました	勤務先(変更)届 → 23 頁	
連帯保証人・保証人	連帯保証人、保証人の住所、電話番号が変わりました	転居届 → 23 頁	スカラネット・パーソナル 郵便 FAX 電話
	連帯保証人、保証人の氏名が変わりました	改氏名届 → 23 頁	
	連帯保証人、保証人を変更したい	連帯保証人変更届 → 24 頁 保証人変更届 → 24 頁	郵便 ※届出+必要書類
本人以外 の連絡先	「本人以外の連絡先」の氏名、住所、電話番号が変わりました	転居届 → 25 頁	スカラネット・パーソナル 郵便 FAX 電話
	「本人以外の連絡先」の人を変更したい	本人以外の連絡先(機関保証)変更届 → 25 頁	郵便
返還手続	返還が滞りそうです (病気、災害、経済的事情等で)	奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願 → 29 頁～32 頁	郵便 ※願+必要書類+ マイナンバー関係書類
	繰上返還したい	繰上返還申込書 → 44 頁	スカラネット・パーソナル 郵便 FAX 電話
	複数の奨学金の返還期間を長くしたい	奨学金返還期間変更願 → 44 頁	郵便
	振替用の口座を変更したい	振替用口座の変更 → 26 頁	郵便 金融機関窓口
	進学（留年）しました	在学猶予願(スカラネット・パーソナル), 在学届(在学している学校) → 27 頁～28 頁	スカラネット・パーソナル 在学している学校
返還明細	自分の返還残額を知りたい	スカラネット・パーソナル 電話	
	自分の金融機関情報を知りたい	スカラネット・パーソナル 電話	

<https://www.jasso.go.jp/>

制度や様式の改正、手続きの説明、よくある質問（Q&A）について掲載しています。
各種届出用紙もダウンロードできます。

